

「吃音－吃音者とは？」ノート

三村 洋明

(はじめに) ー新版の序

(一) “どもり” ー吃音と吃音者

(二) 吃音と言語規範 (注1)

(イ) 他の言語規範について

(ロ) 方言について

(ハ) 吃音はなぜ否定的にとらえられるのか？

(三) <吃音>が {吃音} ー“吃音” としてとらえられる構造 (注1)

ー吃音の存在論的＝認識論的存在構造ー

(イ) 吃音 (者) 評価の社会的違い

(ロ) もののあるということ

ー物的世界観から事的世界観へー

(ハ) <吃音>が {吃音} ー“吃音” としてとらえられる構造

(四) 吃音者と障害者規定

(イ) 吃音 (者) の特殊性

(ロ) 障害者規定

(ハ) 吃音者は障害者か？

(補追) 新「吃音者宣言」

(補追) アメリカ先住民のある部族の話

(あとがき)

(付録) 「吃音の素因論」批判

ー矢野「吃音」理論の意義の再確認と新しい展開のための一試論ー

(はじめに)・・・新版(2版)への序

これは、86年7月11日から10月31日まで、『ふれあいー東京言友会一会員の「個的」伝言板ー』3号から13号に書き下ろし的に連載した文章です。書き始めは、吃音者問題に関する自分の考えをまとめつつ、問題の所在を明らかにし、吃音者運動の方向性を提示する、という意気込みでした。しかし、反応が返って来ない中で、自分の考えをまとめるというノートの性格に集約してしまい、そういう意味では、もう公刊する意味はないのですが、この文章がわたしのその後の論形成に果たした役割は大きく、原型をなしている、何とかちゃんと残しておきたいという思いが募っていました。また、当時はワープロがなく手書きで、悪筆で読みにくいと不評でしたので、ワープロ化しておきたいとの思いもありました。

ワープロ化するに当たって、全面改稿を考えましたが、一度手をつけ始めると、新たに書き改めることになり、文を残すという意味がなくなってしまうということで、また、そもそもノートの文なので、できるだけ元の文のままにしました。明らかな誤字、回りくどい言い方、文意が今になって読み取りにくいと感じられた箇所を手を加えるなど最低限の改稿をしました。当時なら了解できたことが、今になっては了解できないこともあり、また、状況の変化やその後の論の進行などでどうしても改定・補足する必要がある箇所があり、それはできるだけ注で付け加えました。新たに付け加えた注には*をつけています。注ではどうしても済まず、一部本文にまで改稿するに至った箇所も幾つかありますが、特別指摘はしていません。

この「吃音ー吃音者とは？」を書いて以降、これがノートの的に収斂してしまったとして、同じテーマでの提起を何度か試みています。『吃屹』の6号から10号に連載した「吃音ー吃音者とは？ー非吃音者へのメッセージ」もその一つですが（今回新版で、その文末の「新吃音者宣言」を転載しています）、満足のいく原稿にはしあがっていません。将来もう少し分かりやすい、吃音問題を突き詰めて考えつつ広く訴えるという性格の文を出したいとの思いを抱き続けています。しかし、今障害者運動の広がり求めて動き出していて、何時になるかめどがたちません。この文がそれに代わるものにはなりませんが、読めるところだけでも読み飛ばすという感じで、辛抱して読んでもらえたら、と虫のよい願いを抱いています。

文中、敬称を一切略させてもらいました。日本語において敬称・敬語を略すると、逆に相手を侮蔑するようなニュアンスになってしまうのですが、敬語の問題が反差別ということをしてたてる者にとって問題にせざるをえないこととしてあるということで、今後の取り扱いを考慮しつつ、そのような形をとったことを了解下さい。

最後になってしまいました。色々批判指摘をもらった吃音者の仲間たちに感謝の気持ちと、仲間たちへの熱き思いを込めて、この文を呈します。

、93年9月14日

（第3版への序）

「障害者反差別論序説」を脱稿したことに伴い、その原点になったこの文書を改めて配布・議論の種にするために、若干の校正を加え第3版として編集を始めました。この「ノート」の文書は廣松物象化論を学びつつ、ノートの的に書き下ろしたもので、その軌跡を明らかにしたいとの思いもあります。新たな変更点は、記号的整理をした箇所（(一)の注5参照）です。

今回、第3版発行の際に一番迷ったのは、吃音の「因論」的な処にコメントしたところを残すか、消すかでした。今のわたしにとって、「因論」は蛇足以外の何ものでないし、もし敢えて載せるとしても現在的にちゃんともう一度推敲する必要があるところです。それでも、当時の試行錯誤状態を読んで欲しいと思い、敢えてそのままにしました。

新たな第3版の注は、○数字(①②・・・)として織り込みました。

前述したように、2版を出す頃にはわたしは最初の版のときと、文体を変えてきていました。理論一知の抑圧性を少しでも和らげようと、書き言葉から話し言葉に変えたのです。けれど、最初書いたときの思いのようなものを伝えるために、2版改定のときはそのままにしました。新しい版3版にするに当たって、文体の統一を果たし、話し言葉に全面的に書き換えました。

この文章の編集に取り掛かったのは、01年10月です。それから、作業が遅れる間に言葉の問題でもう一段の整理をした「障害問題のパラダイム転換」の文を出しました。それをこの文にも反映させる必要があるのですが、そこまでやっていると、この文自体が出せなくなります。とりあえず、このまま出すことにします。機会があれば、ちゃんと整理した形で、まとまった文にしたいと思います。

04. 10. 21

(一) “どもり” — 吃音と吃音者

‘どもり’という言葉には、二つの意味があります。「吃音」と「吃音者」です。‘どもり’という語には、感嘆符を付けて、「どもり！」とすれば、明らかに侮蔑的(差別的)発言となるように、その語には差別的な意味を懐胎しています。多くの障害者差別語と共に、「人権思想」の普及の中で(「人権論」の批判については別の機会に書きます)、「どもり」という言葉が‘吃音’と‘吃音者’に置き換えがなされたのだらうと推測しえます。差別語の差別の固定化・拡大助長に果たす役割を考える時、そのことの意味は軽視できません。しかし、そもそも混沌性を有した概念から、言葉の置き換えがなされる中で、吃音があるから(吃音的話行為をなすから)吃音者である、障害があるから障害者であるという意識が明確化されたと言ったら言いすぎでしょうか？

繰り返し言われていることですが、吃音的話行為をなすのは吃音者だけではありません。非吃音者(注2)においても、驚いた時緊張した時を顕著な例にして、「吃る」という行為はありますし、所謂、「器質性の言語障害者」においてもあることです。吃音の問題から、これらのことを切り捨ててしまったが故に、吃音研究の混乱が生み出されたと言えます。ただ、ここでの主題から外れるので、このことは扱いません。

矢野武貞(『「吃音」の本質』) — 相沢浩二(『吃音学を超えて』)は、「吃音も一つの話行為であり、話さなければ吃らない」という論理をもって、意識と身体の乖離(「ずれ」)の中に、「「吃音」の本質」を見て取りました。矢野は「「吃音」の発達論へ向けての断章」(『吃音学を超えて』の巻末に収録)の中で、「吃音者とは「吃る」と呼ばれる問題的な話行為を習慣的に存続するという、獲得せられた<あり方>においてある者を言う。」という定義をしています。ここでいう「吃る」ということは、言語の非流暢性の一つの「<あり方>」です。ですが、この定義は厳密には妥当しません。所謂「器質性の言語障害者」は「吃音

者」という規定をされないからです。

そして、なによりも取り上げなければならないのは、「問題的話行為」という言語（の共同）規範の問題です。アメリカ先住民のある部族（注3）を例にとった比較文化論的な観点から（注4）、この言語規範自体が、（当人達が、そのものと自覚していたか否かを問わず）昔から問題にされてきたのですが、そもそも、なぜ＜吃音＞が「問題的話行為」として、そしてそれ以前に{異質なもの}としてとりあげられたのか、ということをとらなければならないと思います。

蛇足的に付け加えれば、反差別論における差異を巡っての花崎（皋平）－管（孝行）論争（『反差別の思想的地平』）、そして廣松渉の差異論（『事的世界観への前哨』）等で論じられている事ですが、矢野の言うような言語規範があらかじめある訳ではなく、一つの話行為を{異質なもの}－{差異}として取り上げたところから、同一性（言語規範）が形成されていっているのであって逆ではありません（同一性から{差異}を浮かびあがらせたものではありません）。

それは、吃音（者）－正音（者）の対概念（注2）の問題にも明らかです。‘どもり’という語に対して‘正音（者）’という語があるのではなく、‘どもり’が、‘吃音（者）’に置き換えられる中で、‘正音（者）’という語が形成されて来たのではないのでしょうか？!

ですから、言語規範をア・プリオリに置くことができないのは当然として、＜差異＞が{差異}（注5）としてなぜ浮かびあがったのかが問題なのです。

さて、吃音（者）規定の問題でもう一つ押さえておきたいのは、先程挙げた「吃音も一つの話行為であり、話さなければ吃らない」という論理の中に孕まれている問題です。

「食べる」ということが、話してみなければ吃るか吃らないか分からないという「一回性」の性格を有している以上、「吃音を有している」としても、喋らない限り吃音者ではないという論理になります。しかし、喋らなくても、吃音者は吃音者として厳にあります。そして、例えばわたし（〇〇）という一人の吃音者の固有性を語る時、身長百六十cm余、メガネをかけていて、痩せていて・・・、という様々な固有性－特殊性を総て捨象しても、「どもりの〇〇」と語られるものとして吃音者の問題があります（「人権思想」の普及の中で、あからさまな規定がなされないことはあるにせよ）。

これは、実は「吃音者とは吃音者としてレッテルを貼られた者である」ということなので、障害者規定の中で、「障害者とは障害を有するものではない、障害者とは、障害者差別を受ける者である」（「障害別」を越えた障害者の全国組織のひとつである全障連の障害者規定）と言われて来たことと同じです（このことについては（四）で詳しく述べます）。

「吃音者の問題とは実は差別の問題である」というのが、わたしの考えの核心です。

以上「問題的話行為」という問題化された問題（“差異”としてとりあげられた{差異}（注5））としての{吃音}において、何故問題化されたのかという問いかけの中から、以上の論考の中で、「吃音者の問題とは実は差別の問題である」というわたしの吃音者規定の内容性を明らかにしていきます。

注1* (二)と(三)は論理展開上は逆ですが、読みやすさという意味で、最初の版で逆にしました。結局「ノート」の性格になってしまったので、元に戻すことを考えましたが、読みやすさー取っ付きやすさを少しでも追求する意味で敢えてそのままにしました。

注2* 吃音学において、「正音者」という表現が一般的に用いられているようです。わたし自身も、その主旨にのったところで必要上その語を用いています。ですが、「正音」という概念の裏には、「吃音=悪いもの」という論理性を孕んでいます。吃音者の全国組織・全言連の「吃音者宣言」の冒頭に「私たちは、長い間、どもりを隠し続けて来た。「どもりは悪いもの、劣ったもの」という社会通念の中で、・・・」とそのことを問題にしているはずなのに、吃音者自身にとって不快な「正音(者)」という表現を、「吃音者宣言」を支持するとしているひとたちが吃音者・言友会会員を含めて使用しているのは、なぜでしょうか？(注①)

最初の版では、障害者ー健全者の概念に合わせて、「常音(者)」という概念を使ってみましたがしっくり来ません。この「非吃音者」という概念で取り敢えず統一します。

注3* 「アメリカ先住民(「アメリカ・インディアン」と差別的に呼ばれていた)のある部族には「吃音」に相当することばがない」という話が、かつて通説として語られていました。わたし自身の理論化の作業においても、この話が重要なヒントになり、そこから論を進めてきた過程があります。最初の版を書いている時には(既に相沢の指摘があったが、具体的な指摘でなく)、この説が通っていました。

アメリカを旅行した吃音者が現地の吃音研究者から聞いた話だと、現在この通説は誤りだったとされているとのこと。わたし自身、この通説を援用する場合に注釈をつけてきました。「言葉があるということは証明されても、言葉がないということは、どのように証明されるのか」等など。厳密さを追求する時には、「もし、通説が正しいとすれば(もし、ないとすれば)」とちゃんと押さえて展開していました。しかし、時には、はしょってこの通説を前提にして話を進めたこともあります。しかし、この通説が崩れたとしても、わたしの論旨が崩れるとは思いません。わたしが問題にしているのは、吃音(者)の文化の違いによる「受容度の違い」で、異化しない可能性です。この通説が崩れたことは、吃音者がより古くより多く障害者としてとらえられていることを示しています。吃音者の運動を障害者運動として展開しようとするわたしの立場からすれば、むしろかつての通説を強調する中で、「でも、より重い障害の場合は・・・」と障害者間の分断を引き起こすと危惧するということもありました。

以降本文中で、この通説を援用している箇所があり、全面的改稿を考えましたが、論旨が崩れることではないので、敢えてそのままにしました。そして、最後の(補追)で詳しく説明することにしました。

注4 矢野ー相沢には、この比較文化論的な観点が欠如しているか、極めて希薄です。彼らは「問題的話行為」ということの中味を、「場」ということに即してとらえ返す観点を欠

落させています。言語の共同規範ということの問題にしても、その中味を問うことをなしていません。

それは、矢野（『「吃音」の本質』）が、「II 7. リンゴの木から落ちるわけ」の論述において、ニュートン力学を援用しての次の発言に端的に現れています。

＜リンゴが木から落ちるのは、落ちるべくして落ちるのだ＞という＜わかり切った＞事実*に*いまさらながら瞠目したのは、言うまでもなくニュートンであった（この普く知られる“よくできすぎた”逸話の真偽のほどは、あえて穿サクする要もないであろう）。わたしはすでに述べきったが如きわたしの“発見”を、ニュートンの「万有引力の法則」発見になぞらえようなどとは毫も考えるものではないが、しかしそれが「余りに基礎的で余りに平凡な事柄なので、反って忘れられ、或は見逃され」（湯山清）のようなことがあってはならないとは考えるのである（P71）

彼はここでは「吃音も話行為である」という彼の「“発見”」について述べているのですが、彼はニュートン力学への批判が、アインシュタインの相対性理論や量子力学における「観測者の問題」において、いわば「場の理論」において、なされていることをとらえていない。[わたしにとって、物理学も不得手な分野なのですが、あえて、(三) (ロ) において、廣松渉（『事的世界観への前哨』『科学の危機と認識論』）を援用して、論考してみます。]

矢野－相沢は、その世界観－思想性、そして理論の形成において、吉本隆明の影響をかなり受けています。そして、その吉本隆明が「歴史の流れということをとらえきれていない」として批判され、そして差別者として様々な処に登場して来ていることをとらえれば、矢野－相沢の「場」ということのとらえ返しの欠落や、差別の問題として吃音者問題をとらえるという観点が欠落しているのは、当然の帰結なのでしょうか?!（相沢の言友会批判－「吃音者宣言」批判への反批判は、そのような観点からなし得るでしょう。）

注5 {差異}とは関係性から異化した一分節化した一物象化したもの（「もの」とはいえないこと）。＜差異＞とは、{差異}として浮かびあがる以前の＜そのもの＞としか言いようのないもので、{差異}との対概念です。いずれも実体主義的なものの概念を超える概念として出そうとしている廣松の四肢構造論を援用した概念です（四肢構造論については（三）の注7参照）。関係性から既に分節化した固有性という概念で述べれば（ここに既に異化があるが、これを捨象すれば）、＜差異＞とは固有性に孕まれる{差異}として異化する以前のもの（「もの」とはいえないこと）で、むしろ固有性そのものとして使用しています。ここでは、{差異}とは、固有性からとりあげられた{差異}、＜差異＞の展開形として{差異}として意識化されたものとして使用しています。これからの論理展開の中で、“差異”という概念を用いますが、これは{差異}の展開形として差別の根拠としてあらわれたものとして用いています。{差異}の場合には、上下意識を伴わない命名判断的異化を示し、“差異”は上下意識をもった価値判断的異化です。ただし、{異化}の命名判断的異化においても、常に価値付帯的すです。ただしその価値付帯性が両義性をもっていたり、

上下分離と区別された水平分離的性格があるので、そこにおいて区別するために、敢えて< >と“ ”の間に挿入しています。{ }の挿入が、廣松四肢構造論からのわたしのオリジナリティー踏み外し(??)とも言えることです。‘ ’の記号は、言葉—概念という使い方をしていました。ただし、文章の引用においては、その筆者の記号の使い方のままで、変更は加えていません。(注②)

注① 第3版の注、最近はさすがに表われなくなっています。尤もわたしが吃音関係の文献を見なくなったこともあるのかもしれませんが……。

注② この注5に関することは、第3版で大幅に書き直したところです。以前は、{ }を使わず「 」を使っていて、従って、「 」のところを以前は‘ ’にしていた、全文がごちゃごちゃになっていました。)

(二) 吃音と言語規範

(イ) 他の言語規範について

某週刊誌で「早口人間が時代をリードする！」という特集を組んでいました。喋り言葉スピードが、この30年で倍になっているそうです。昔、早口はよくないこととされていました。確かに早口を特徴とする人がいて、両義性を有していましたが、一般的には、独りよがりであるとか、自己中心的であるとして、とりわけ、コミュニケーションを重視する場では、不適當であり、よくないとされて来ました。最近では早口のアナウンサーなどがやたら増えて来ていて、しかも受けています。年配の世代の人には、早口が否定的にとらえられていても、最近の若い人の中では、余り否定的にとらえられていない。そればかりか(譬えギャグ的な内容を孕んでいるとしても)むしろ、冒頭の評価さえも出て来ているのです。

もう一つ言語規範の例をあげます。「……ネ」と語尾に「ネ」をつける話し方です。これも「社会人」としてよくないとされています。「社会人」として、と言ったのは、別に親しい人と話す時はほとんど問題にされないということです。「場」によって、非難—否定されたり、しなかつたりするということです。

ここで、“どもり”とこれらの言語規範の問題を比較してみます。

‘どもり’という語には、吃音と吃音者、両者の意味があり、その語の中に非難の意味を懐胎してしまっています((一)参照)。「早口」という場合には、非難の意味を懐胎していますが(いしましたが?)、人を意味していません。「早口人間」という言い方は比較的新しい、というより定着していません(私は今回初めて見ました)、非難の意味はほとんどありません(注③)。「……ネ」という喋り方については、それを表現する言い方さえありません。「語尾にネをつける」とか、「甘えたような喋り方をする」という長文の説明が要り、例えば、「ネ音(者)」というレッテル貼りはなされていません(レッテル貼りが持つ意味を考える時、こういう造語をすること自体避ける必要があるかもしれませんが、問題を鮮明にするために、あえてこういう表現を用いました)。

なぜ、このようなことを問題にするのかと言えば、人の異化する－{差異}として浮かび上がる意識の鮮明化の中で、言葉が生まれるということ、それは話行為の異化から更に、{異なる者}ということへ進んでいくことと押さえ得ます。更にその中で、異化－非難・否定が更に進み“差異”として確立していくという構造をとらえます（言語が人の意識を表出し、そのことと繋がって人の歴史を作っていくという側面があるということです）。

そのことの（非難的な）示語があるのか、それが同時に人を示しているのか、ということが、非難・否定があるのか、その存否とその程度を探る手掛かりになるのではないのでしょうか?!

すなわち、「ネ音（者）」は、社会人としては好ましくないとされるのですが、一般的に否定される訳ではなく、「早口（人間）」は、よくないという意識はかなり普遍的にあったのですが、吃音（者）に対する非難・否定とは違い、両義性さえ有していたということです（更に、現代的には・・・）（このことについては、もう一度（三）（イ）で述べます）。

さて、蛇足的にもう一つ言語規範を問題にしておきます。だいぶ前から「ウソ……、ホント……」という若い女性の話し方が話題になっていました。「若い人は敬語を知らない」という嘆きと共に、これも社会人としてふさわしくない話し方として指摘されていました。しかし、これもそのことを表現する語（示語）としては存在しませんでした。

ちょっと観点は違いますが、最近「新人類」という語がやたらに使われるようになってきます。この語には、ダーウィンの進化論的に、「有能な」という意味を懐胎している場合もあるのですが、このことを捨象すれば、最近の若い人達の中にある「軽さ」に対する非難と、挫折を知らない（と感じさせる）明るさに対する「まぶしさ」を表現しているようです。もっと言えば、前の世代の「新人類」と呼ぶ人達への、どのように評価してよいか分からないというとまどい（－両義的な評価）を示しているのではないのでしょうか?!

そして、この「新人類」世代の女性たちの使う代表的な言葉が、「ウソ……、ホント……」ではないのでしょうか?!

わたしが、このようなことを書いて来たのは、言語規範が時代によって変わってきているということと、「場」（注6）ということ、言語規範が異なるということ、そして、更に、その言語規範で問題になることが、両義性を有する場合があるのに、なぜ、「吃音」（－「言語障害」とされる総体）が、現代社会（とりわけ「先進国」と称される社会）で、普遍的に非難・否定されるのかという問題を浮き彫りにさせるためです。

これについては、（ハ）に詳述しますが、その前に観点を改めて、方言の問題をとりあげておきます。

（ロ）方言について

なぜ方言を問題にするのかという事に触れれば、吃音者が吃音的話行為を習得した者という規定（矢野－相沢）（注7）において、方言の問題と相通じる処があるからです。方言というのは、そもそも標準語－方言という規定から生まれるのであって、方言が方言そのものとしてある訳ではありません。そして、方言もその地方においては標準語であって（厳

密に言えば、共通語という表現が妥当)、そのことにおいては何等否定的な意味を有してはいません。

標準語—方言という規定の中には、文化の違いという前提があり、なおかつその「優劣」が問題になっています。その「優劣」の規準というのは何でしょうか？ それは一つは、中央—地方という国家的行政機構の中心が何処にあるのかということであり、第二に、産業構造の問題です。日本の場合端的に言えば、商工業と農業との関係です。これは所謂「東北弁」が最も侮蔑され差別を受けていることに端的に現れています。農業が商工業に押しやられるに比例して、その農業を代表する地方の「方言」がより差別を受けるようになります。「方言」(使用者)に対する差別が、「田舎者」という語で表現されていることがそのことに端的に表されています。第三に、歴史的文化的形成の問題です。日本の場合、文化の形成が関東—関西という二つの軸をもっていました。だから「関西人」が東京で生活していても、「関西弁」で押し通すことが、以前はかなりありました(最近では、それがかなり揺らぎ始めています。これと入試制度「改革」における京大、阪大の東大との同時入試とか、大阪の検察庁の「幹部」が、「東京に比べて、関西の判決が寛容であるのは問題である」という発言をするということが起きて来ているのは無関係でしょうか？ 文化の中心の一元化が起きて来ているのではないのでしょうか?!)。 (注8)

もう一つ注意しなければならないのは、テレビの普及など、情報交通の発達で、「方言」そのものを解体していく傾向です。逆に言えば、そこでは一つの「地方」での「標準語」である「方言」が、文字どおり「方言」として確立していきます。すなわち否定的な意味を、その「地方」においても持って来る可能性がでてきます。

「方言」の問題で強調しておきたいのは、「場」ということです。言語規範も「場」において何等否定的に取り扱われません(「方言」はその「地方」においては「標準語」です)。そして、それ自体も変遷することであり、もっと言えば、「なぜ、「方言」を喋ったらいけないのか？」という問いかけに誰も答えられないということです。(もしあるとしたら)コミュニケーションの成り立ちにおいては、共通の言葉が必要ということでしょうが、これは「方言」がまるっきり分からないことはないということにおいては意味をなさないし(それは「標準語」の問題でなく「共通語」の問題です)、他の「方言」が「標準語」にならないで、「標準語」となった「方言」(一地方の言葉)が何故「標準語」になったのか？ という問題があります。

その問いかけを掘り下げると、先取的に述べた前述の内容—すなわち(文化、政治、経済的)関係性の問題として浮き彫りになるのではないのでしょうか?!

(ハ) 吃音はなぜ否定的にとらえられるのか？

さて、本題に入ります。

吃音はなぜ否定的にとらえられるのかという問いかけをした時、その答えの一つとして「吃音者の言葉は分かりにくい」という答えがあります。わたしは、吃音それ自体が分かりにくいことは余りないのではないかと思います。吃音を回避しようとする中で、その回

避の方法によって分かりにくいということはあると思います(注9)。例えば、最初の語を出やすくするために、挿入語(例、「ト、ト、ト、…」)を入れ最初の語を弱くするか、最初の語を「裏返すように」言うとかなどです。それに、そもそももっと根底的に言えば、分かりにくいというのは相対的なことであり、他の言語障害者の言葉を聞き取ることにおいても、慣れとか、聞き手の意識によってかなり違って来ますし、更に言えば、コミュニケーションの手段は音声言語だけではないということを指摘できます(手話、筆談、文字盤、モールス信号など)。

そのように問題をつきつめて行けば、結局、吃音者は話すのに(コミュニケーションを取るのに)時間がかかるという問題に行き着きます。それは(イ)の冒頭の「早口人間が時代をリードする」ということの対極にあります。すなわち、スピード・アップが叫ばれる時代、如何に生産性を上げるか、効率を上げるかということが追求され、そのことが第一義的に置かれる時代には、この時間がかかるということは、否定すべき以外の何ものでもないとされます。(注10)

由に、早口(人間)とか「ネ音(者)」とかにある両義性とか、「場」によって非難されないことがあることと違って、また従来の言語規範を逸する(礼儀を知らない)「新人類」が、能力主義や行動力において評価されること違って、吃音(者)は一般的に非難・否定されます(確かに、吃音を「売り物」にする場合もありますが、それは目立つという副次的なことであるか、ピエロ的に「売り物」にするのであって、吃音自体は否定的にとらえられています)。

そして、この「早いことは正しいこと」とか、「生産性を上げることは良いことだ」という意識は、今の「文明社会」にしみついでいて、ほとんどの人がその論理に疑問を抱いていません(たまに、瞬時に、疑いの念を抱いても持続性を持っていません)。

なぜ、生産性(効率性)を上げることはよいことなのでしょうか? 確かに、食物をとらなければ生きられないという意味においては、生産性は追求されます。しかし、それ以上においては、何のために生産するのか—生産性を追求するのかが、問われるはずで。そして、現代の(西欧—日本を典型にして)社会は、この何のためにという問いかけが欠落して、生産性の論理が惰性(慣性)的に独り歩きしています。その「ほころび」は、公害問題、「キャベツが豊作になるとブルドーザーでつぶしてしまう」などに端的に現れています。

古く、チャップリンは「モダン・タイムス」という映画の中で機械に人間が振り回される時代が来ることを予言し告発していました。そして、「現代文明」に批判的な人達は、様々な「共同体」作りをなして来ましたが、60年代後半のヒッピーなどとして、文化的にも顕著に現れていました。そして、現代の「手作り」「自然食」などとして、「ブーム」とさえなっています。また、原子力発電を巡って、「安全性か生産性の追求か」と、生産性第一主義は、批判のまな板に上がっています。

ですが、この社会は、生産性(第一主義)の論理が、圧倒的に支配する社会です。

「早口（人間）が時代（一社会）をリードする」のです。さすれば、「己が、この（生産性第一主義の）社会から非難・否定される故に、「何のため（の生産）か？」「なぜ？・・・」と問いかける機会を、その可能性を、より多く持ち得る吃音者一障害者が、生産性（効率性）の論理を問題にする中で」「吃音者一障害者が、新しい社会（一時代）を創出する」と言い得るのではないのでしょうか!?

注6 ここと言う「場」は、ケース・バイ・ケース的な意味しかない。社会比較論的な「場」については、(三)(イ)で述べます。

注7 この規定において、矢野は一次性吃音と二次性吃音という区別をなし、幼児の吃音には、吃音に対するためらいがないとしています。そのためらいのないところで、吃音的話行為を習得する、としています。果たしてその指摘は当たっているのでしょうか？

例えば、幼児が何かをやっていて、大人が「あ！」などと言った時、その中に禁止一非難の意味があったならば、幼児は敏感にそれを感じ取ります。又、赤ん坊が夜泣きしてあやしている時に、母親が近所の手前とかを気にして、何とか早く寝かしつけようとする、母親の不安な気持ちを赤ん坊は感じ取って泣き止まず、不安の念を抱いていない人が替わりに抱くと泣き止んだりします。

幼児は皮膚感覚といわれる類いのことで、大人の気持ち一価値観を感じ取ることがあるのではないのでしょうか!?

そして、禁止・非難・否定ということ、話言葉によるそれとして限定することや、無自覚（「無意識」一潜在意識）ということと「意識がない」ということの混同が、この「混乱」をもたらしているのではないのでしょうか!?

もし、この「仮説」が的を得ているとしたら、吃音的話行為を習得したということ、
「方言」の習得と単純に並列的におくことは問題があるのかも知れません。そこには、「ピッチャーがそこへ投げてはいけないと思いつつも、魅入られるように、ホームランボールをなげてしまう」という（自覚的）意識と身体の乖離ということが、そこには既にあるからです。（注⑤）

注8* 最近「方言」に対するとらえ方がだいぶ違って来たように思えます。「方言」自体が「標準語」化しているということに併せて、「方言」を自己のアイデンティティのように突き出す人が増えて来ています。時には特技のようなとらえ方さえされます。ただ、これも「愛嬌」的な性格をもっていることから、現在的に「方言」自体の一般的負価値性が消えた訳ではないと思います。これらのことは、「個性の時代」とか、「地方自治」が叫ばれることと無関係ではないと思えます。一般的な中央集権や管理に対するアンチという意味もありますが、中身をきちっと押さえる必要があります。「地方の活性化」ということは、市場としての開拓という経済的要因が見逃せません。むしろ「地方」の独自の文化の解体が進行しているのではないのでしょうか!?

注9* ここでは、吃音とその回避行為とを分けていました。しかし、そもそも注7にも

書いていますように、一次性の吃音と2次性の吃音を厳密に区別しえません。すると、吃音そのものと、吃音の回避行為も区別する意味がなくなります。回避行為も含めて、吃音という規定をする必要があるのではないのでしょうか?!

注10 時間がかかることが、否定的にとらえられない数少ない例は、「手作り」が売り物にされ（これは「現代文明」のアンチ（反定立）という内容をもっています）、芸術性が問題にされる場合です。それと、「おっとりしている」「のんびりしている」（注④）ということがオアシス的にとらえられる場合もあります（これもアンチ的な意味です）。とりわけ、女性の場合にこのことが、「かわいい」としてプラス的にとらえられることがあります（もちろん「社会人」としての女性の場合は、むしろ否定的になります。男性の場合には、ほとんど罵倒の対象になります）。この「かわいい」－保護すべき存在という脈絡－ということ自体も、実は差別的な内容性を有しています。（この「かわいい」ということのもつ意味について、山下恒男が『反発達論』で、かなり詳しく展開しています。）

注③ WHOの新しい障害規定の作業のICFの中では、「早口症」という言葉が出ています。これは、新しい障害概念が次次に生み出されていくことと繋がっていると押さええます。

注④ 最近、流行っている「癒し系」という言葉も、このことを表しています。

注⑤ これについては、わたしの中で転換が起きてきています。詳しくは「吃音の素因論」批判－矢野「吃音」理論の意義の再確認と新しい展開のための一試論－で展開しようとしています。

（三）<吃音>が{吃音}－“吃音”（注11）としてとらえられる構造

－吃音の存在論的=認識論的存在構造－

（イ）吃音（者）評価の社会的違い

わたしたちは、往々に自分達が居るところでの一般的価値観が（時間的、空間的に）普遍的であると思いがちであり、それに相反する価値観があることを思いもつかないことが多々あります。吃音においても、そのとらえ方が社会的に違うこと、このことをまず押さえておかねばなりません。（時間的な「場」、場面的な「場」については、既に（二）で不十分ながら述べているので参考にして下さい。）

（他者から聞いたのですが、）西ドイツでは、吃音者は教職に就けないとはっきり決められているようで、又兵役を免除されるそうです。兵役を免除されるということは、多くの人（とりわけ反戦思想をもつ人）にとっては、都合の良いことであって、「兵役免除は差別だから、免除しないようにしろ!」という運動は成立しないでしょう。ですが、例えば、戦時中日本の国家総動員体制下において、障害者がどのような精神的抑圧を被ったか、さらに、精神的抑圧にとどまらず、或る精神病院で4割近い餓死者が出たこと等を考える時、このことも本質的には教職に就けないことと同じ差別であることは明らかです（注12）。

そして、話言葉による積極的自己表現－自己主張を求め、かつ能力主義的競争の激しいアメリカ社会においては、吃音者の排除は日本の比ではないでしょう。西ドイツ、アメリ

カにおいては、(治る可能性がある(とされる)問題を捨象すれば(注13))吃音者は障害者としてよりはっきり規定されているのではないのでしょうか!?

さて、ここで、逆の例を出します。吃音(者)の問題でよく引き合いに出されるアメリカ先住民の或る部族の話です(注14)。彼らには、「どもり」に相当する言葉がないそうです(これに対しては相沢(『吃音学を超えて』)が疑問を投げかけていますが、「ない」ということを否定する具体的提起はありません)。もし、それが事実としたら、そのアメリカ先住民の或る部族においては、言葉において問題化する程(「差異」として明確化—確立する程)、吃音に対する非難や否定的とらえ方がないのではないのでしょうか?!(事実ではないとしても、アメリカ・西ドイツ・日本と吃音に対する非難・否定度は違うと言い得ると思われ(注15)、その違うことの中味を検討する必要があります。)

比較文化論的に言えば、「大地に向かって夢想し、自然と語らう」文化においては、アメリカ・西ドイツの文化程、吃音を否定的にとらえない(更には、吃音を他の話行為から明確に違う話行為として(異化して)とらえない)ことさえあるのではないのでしょうか?!これは、日本とアメリカ・西ドイツとの違いとしてもあります。例えば、日本の場合「社会生活」において、「以心伝心」とか「暗黙の了解」ということが結構重要視され、「本音」と「建前」の使い分けとか、そのことを読み取るという「芸当」さえ要求されて来ました。なおかつ、能力主義に対抗する「年功序列制」などもあり、競争に歯止めをかけることさえありました(注16)。日本的文化のひとつである禅は、「大地に向かって夢想し、自然と語らう」文化と相通じることでもあります。それが、吃音(者)に対する日本とアメリカ・西ドイツの違いとして現れているのではないのでしょうか!?

既に述べていますが、まとめておくと、吃音の受容度の違いにおける比較文化論的な内容性を、密接に関係し合う三つの問題として、次のように押さえるとします。

一つは、コミュニケーションにおける話言葉の重きの置き方の違い。第二に、自己表現—自己主張に対するとらえ方の違い。第三に、競争の(存在と)激しさの違い。(これらは、並列的にあるものではありません。第三のないところでは、第一、第二のことはほとんど意味を持ちません。)

そして、その文化の違いによって、「吃音の存在=認識」さえも違ってきます。「吃音」という認識が文化によって存在しないこともありえます。

この「場」によってとらえ方が違うということをもっと突っ込んで把握するために、不得手ながら、次項で、存在論的=認識論的な問題をあえて取り上げます。

(ロ) もののあるということ—物的世界観から事的世界観へ—

最初に断って置かねばならないのですが、わたしの主要な関心は、吃音者問題であり、そのことを孕んだ反差別論であり、とりわけ、差別原理論です。そして、この差別原理論を突き詰めている過程で、物象化論(注17)に行き当たり、差異論を問題にしています。そして、この過程で、存在論、認識論を総体的にとらえることが問題になってしまいました。というところで、今入り口に立っています。なおかつ余り深入りしたくないという思

いを抱いています。従来、わたしは「哲学」が不得手で、嫌悪感さえ抱いていました。また、まだその入り口に立ったばかりという処で、新しく仕入れた知識を充分消化しきれないで振り廻すことは、学的立場としては許されないことです。しかし、わたしは学者などではないという居直りの中で、又、英会話などに見られるがように、「使うことが消化すること」という思いから、なおかつ、「どもるのは悪いことだ」という意識のとらえ返しを深化させようとする時、どうしても問題になってしまうということで、敢えて試みようとしています。

わたしは、認識論=存在論の取り組みを廣松渉から取りかかっています。繰り返し述べていますが、わたしが彼の理論を十全に理解している等とは夢にも思わないし、彼の本を読む前に当然読んでいなければならないような基礎的な本をほとんど読んでいません。わたしの（口）で述べることは、ほぼ、廣松から援用（とわずかな応用）ですが、出来るだけ直接引用を避けて、ブロークンで用いるので、その理論の援用が誤っている場合には、一切わたしの責任であることは言うまでもないことです。（ここで用いているのは『世界の共同主観的存在構造』『事的世界観の前哨』『もの・こと・ことば』『科学の危機と認識論』の著作です。）

（a）「黄色いハンカチがある」ということ

さて、私たちが日常的に何げなく話していることから問題にして行きます（注 18）。「ここに黄色いハンカチがあります。」と、「黄色いハンカチ」を示された時、「ハイ、それで」とほとんど多くの大人は、「素直に」受け入れるでしょう。逆に、「本当に黄色いハンカチはあるのか」等と言い始めると、おそらく「ソフィストのような詭弁を弄する」という批判を受けることとなります（ソフィストの「詭弁」も、実は重要な意味をもっているのですが、彼らはそれを深化しえないで、言葉—論理の遊びに終わらせてしまっています）。「黄色いハンカチがある」という認識はどのようなこととして成立しているのでしょうか？

まず、（中高生時代に習った物理の知識では、）「黄色」という認識には、その「ハンカチ」に光があたり、それが反射して人の目に入り、網膜に像を結んで、視神経から神経細胞へて脳に至り…（注 19）という過程があり、その何れかが遮断された場合には、「黄色い…」という判断はできなくなります。光りのない部屋で「黄色い」と言っても意味はありません。遮蔽物のあるところで、「黄色い」と言っても見えはしません。又、視覚障害者にとっては、「黄色い…」と言っても、「何らかの手段」を用いなければ確認できません（逆に用いれば出来ることもあります）。

更に、「黄色い」と言っても、色々の黄色があり、純粹の黄色でないとか、○黄、黄△とか、黄色の規定自体が問題になります。現代の自然科学では、赤外線吸収スペクトルにおける波長が云々ということになるのですが、以前からの方法としては、美術の授業などで用いる表を持ち出して、それと比較することによって、「これは黄色である」という確認がなされるでしょう。日常的にはだれもそのようなことをしません。既に自己の認識と

して形成されている「黄色」と内的に照合するでしょう。

もっと言えば、最初に断ったように、これは、ほとんど多くの大人の話で、幼児などの場合は、「黄色」ということを教え込み、共通の認識を作らねばなりません。この問題は、人の歴史において「黄色」という色の共通認識が形成されてきた問題にも通じることです（この「共通認識」を廣松は「共同主観性」として表現しています）。

更に、黄色（キイロ）と言っても、日本語を知らない「外人」には通じません。英語圏の人の場合には、黄色=yellowという説明が必要です。

これらのことに「ハンカチ」の問題が加わります。「ハンカチ」を使用する文化のない処、なおかつ「ハンカチ」に対する情報のない処では、「ハンカチ」と言っても何のことか通じません。江戸時代末期に「外人」が来て、「ハンカチ（一フ）」を教える時に、名を示して、実物を示し現実に使用して見せるという行為が必要であったことは想像に難くありません（実際には書物によって既に知られていたということがあったかもしれませんが、原理的には・・・）。

そして、更に時間の問題があります。例えば、「ここに黄色いハンカチがある」と言っている時、それを見ている人が途中で横を向き、再びハンカチの方を向いた場合、そこにまだハンカチがあるとは限らないし、また「黄色いハンカチ」があったとしても同じハンカチであるとは限りません。あるいは、「ここに黄色いハンカチがある」と言っている途中で電気が消えて暗闇になった場合、「ここに黄色いハンカチがある」という確認はできなくなります。しかし、（話題が継続するか、否かの問題を抜きにすれば）「ある」ということにほとんどのひとが同意するでしょう、そこには、時間の固定化と「思い込み」が働いています。

もう一つ細く指摘すれば、「ここに黄色いハンカチがある」と言った時、言われた人が、「ここに黄色いハンカチがある」のではない、あなたがハンカチを持っているのだ」と言ったとしたら、わたしがここまで「黄色いハンカチ」について書いてきたことも含めて、「屁理屈を言うな！」という応答があるかも知れません。

まとめれば、「黄色いハンカチがある」ということが、或る物理的条件、歴史的に形成された共通認識（通時的共同主観性）、社会的な情報交通と共通認識（共時的共同主観性）、時間的「思い込み」—固定化、なおかつ「地と図の関係」で図として取り上げられたという問題（注 20）（最後の例証）等々、以上のことを前提にして、初めて「ある」と言えるのでして、「黄色いハンカチ」というものが <そのもの (als solches) >（注 21）としてある—現れている訳ではありません。この様々の前提—関係性の問題を押さえておかねばなりません。

（b）現代物理学における「場」の問題—観測者の問題

さて話を転じて、別の問題からこの関係性の問題をとらえて行きます。

地球の自転と同じ速度で飛行している気球があるとします。その気球は地上で停止している人から見れば停まっているように見えます。しかし、空間に停止している別の気球か

ら見れば、前者の気球は動いていると見えます。

又、等速度運行している列車で、リンゴを落とした時、列車に乗っている人にとっては、垂直に落ちたと見えます。ところが、列車を外から静止して見ている人には、それは列車の進行方向と反対に抛物線を描いて落ちたと見えます。このことは古典力学においても「ガリレイ変換」として示されていますが、但し、そこにおいては、時間も、距離も、質量も絶対的なものとされていますし、加速度も不変量です。

ここで、別の例をあげます。廣松『事的世界観の前哨』からの孫引用です（注22）。

地上の観測者に対して等速直線運動している実験室があつて、その内部が地上の観測者にも見えるものとする。実験室の中央から発した光は、室内の観測者が見れば、前後の壁に同時に到着する。ところが、光速は光源の運動状態にかかわらずなく、すべての慣性系において等速であるという前掲の“仮定”により、地上の観測者にとつても、実験室を横切る光速は一定である。（言い換えれば、実験室の運動速度と光の速度とは代数的に加算されない）。このゆえに、地上から観測すれば、実験室の中央から実験室の進行方向に向かう光は“逃げていく”壁に追いつかねばならず、他方、逆方向の光は“迫ってくる”壁に出会うのであるから、後方の壁に短時間で到着、前方の壁へはそれよりも遅れて到着する。つまり、地上の観測者からみれば、実験室の中央から出発した光は、前後壁に同時には到着しない。こうして、実験室内の観測者にとっては同時刻の出来事（前後観測者への光の同時到着）が地上の観測者にとっては同時ではないことになる。すなわち、「同時」という時間規定は、観測者の属する運動系と相関的であつて、絶対的ではないことになるわけである。

これが、(アインシュタインの)特殊相対性理論ですが、廣松のまとめを更に引用します。

こうして、同時刻ということが観測者の運動系と相関的であるから、二つの“同時刻”で劃される“時間”（持続）も観測者と相関的であり、さらにまた「長さ」（空間的「距離」）というものは同時刻における測定値であるから、空間的「長さ」も観測者の運動系と相対的である。

さて、これまでは等速度運動の場合で、加速度の問題を取り込むならば、一般相対性理論の展開となります。同じ孫引用です。

地上から打ち上げられて加速度運動しているロケットがあるものとする。地球の重力圏を脱したのち、その加速度が地上における重力加速度と同じ大きさである場合、ロケット内での物理実験は地上での実験と全く同じ結果になる。この上昇中のロケット内でリンゴを手放せば、ロケット内の観測者から見れば、地上で手放した場合と全く同一の様態で、それは床に落ちる。（一事が万事この通りであつて、密室ロケット内の観測者は、いかなる実験をおこなつても、彼のロケットが未だ地上に留まっているのか、それとも、重力と同じ大きさの加速度で上昇しているのか、

絶対に区別できない)。しかし、地上の観測者座標系に即してみれば、リンゴが床に“落ちる”のは重力が働くからでなく、手放された時の初速度で宇宙空間内を等速運動しているリンゴに加速度運動している床が追いつくからである。リンゴには別段引力なるものが作用しているわけではない。こうして、普通に重力（万有引力）といわれているものと、加速度運動とは同値である。

先のロケットの左側の壁から光が一条さしこんできたとする。その光が右側の壁に到着するあいだ、ロケットは加速度をもって前進（上昇）をつづけているから、ロケット内で観測すれば、光は直進するのではなく、拋物線を描いて進む。この拋物線の曲がり具合は、加速度が大きければ大きいほど極端になる。（重力場を通過する光、一般に電磁波は、局所重力場が強いほど大きく彎曲する）。しかし、ロケット内の観測系では、光の航路をもって“直線”とするのが最も順当であろう。尤も、この直線は三次元空間のそれではなく、ミンコフスキー・アインシュタイン流の時空間四次元連続体における“直線”であるが、ともあれ“直線”がそのように規定されるということは、時空間が—加速度運動＝重力、従って、質量の相互作用の大きさ、故に亦、質量の大きさ—要するに質量によって制約されることを意味する。

これらのことを廣松は、次のようにまとめる。

古典力学にあつては、“成素”こそが第一次的存在であり、“関係”は成素に対して外的な或るものとされていた。尤も、それは“成素”複合の在り方、相在 *Sosein* に関しては一種の形相的規定原理をなしていたと言わねばならないが、しかし、それは所詮 “成素” の定在 *Dasein* そのものを内的に規定するものではなかった。しかるに、相対性理論においては、時空間と質量の相互制約的「関係」は、われわれの見地 *für uns* から哲学的に省察するかぎり、成素的項に先立つ関係である。相対性理論においても、空間、時間、質量、加速力、といった因子を自存的な或るものであるかのように扱うることは慥かであるが、それはかの函数的連関態の項を“物性化”的に截断し、“自存視”することに俟つてなのであつて、存在論的には、それはもはや関係に先立つ成素ではない。・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・（略）・・・・・・・・・・・・・・・・

このように相対性理論にあつては、古典物理学の場合と対比的にみるかぎり、“関係の第一次性”に即して原基的に諸契機が定位されていると言うことができる。・・・・・・・・

更に問題を広げておきます。量子力学における観測者の問題です。これはハイゼンベルグの「不確定性の原理」として示されています。すなわち、量子レベルの測定において、観測者が測定するという行為自体が「測定結果」に影響を及ぼさざるを得ないので、(技術的問題でなく) 不確定であらざるを得ないということです。ハイゼンベルグは言い切りま

す（これも廣松からの孫引用）。

今日の精密自然科学の自然像について語りうるとすれば、それは実際にはもはや自然の像ではなくして、自然に対するわれわれの関係の像についてである。時空間における客観的事象とそれを模写する精神との二分、思惟的実体と延長的実体とへのデカルト流の区分は、もはや不適切である。

もう一つ、近代認識論の常識を覆す物理的発見は「素粒子は自己同一性を持たない」という問題です。（電子、中性子、中間子、などという）類種的一貫性は持つが、自己同一性を持たないということです。繰り返し廣松の引用です。

同一性というカテゴリーは検当しはじめると決して一筋縄ではいかないが、大雑把には個体的同一性と類種的一貫性とにまずは分けることができる。そして一般には、個体的な自己同一性こそがあらゆる規定性の根本的前提であると了解されていると言えよう。差異ということすら、相違する両項それぞれの自己同一性を前提にはじめて成り立つ、というのが一般的考え方である。況んや、類種的一貫性は個体的自己同一性を前提するものと思念されてきた。しかるに、類種的一貫性はもつが個体的な自己同一性はもたない。それでいて、一つ二つと数えることはできる！一体どうなっているのだ？

さて、わたしが長すぎた物理学の引用をもって言っておきたいのは、現代物理学が、古典物理学－近代認識論における、時間、空間、距離、質量、同一性に関する把握、ものの存在の自明性など、基本的な多くの概念、常識を覆していったということであり、また、主－客図式に疑問を呈し、観測者－「場」の問題をとりあげ、更に、「関係の第一次性」を提起していることです。

（c）子供の社会化（共同主観性の形成）及び

人の歴史における共同主観性の形成

かの有名な「我思う、故に我あり」という命題からすれば、ヒトは最初に自らの存在を意識するということになります。そして、それが近代人の常識とされています。しかし、心理学研究によると、幼児の意識形成において他者認識が自己認識に先行するということです。もっと言えば、大人の意識としては、人がいて、顔があり、目、口あり、それらの動きで表情をつかむとと思っているのですが、幼児のとらえ方は違うらしいのです。人や顔を実体的にとらえるより以前に、「表情感得」というようなことがあるらしいのです。

そもそも子供は、大人のように「観念」が形成されていないので、「なぜ？」を連発し、大人を困らせます。そして、その「なぜ？」という素朴な質問の中には、よくよく考えると、第三者的にとらえると、的を得た疑問であったり、認識論的に核心を突く、驚くような質問だったりします。それに対して固定観念にとらわれた大人は答えられないで、それらの疑問や問いかけを圧殺してしまうこともよくあることです。そして、子供がその時代

—その社会の大人のとらえかた—考え方（価値観）を押し付けられ、自らのものとしていくことが、当然のことだとしています。いや、むしろ大人は、子供が如何に社会に順応していくかを（それが子供の幸せとして）積極的に教え込もうとします。子供が大人になること—社会化とは、大人の考え方—価値観（共同主観性）を我がものとしていくことです。

更に、話題を変えて、問題を広げ深化させてみます。

幼児が抱く認識の世界はどのような世界でしょうか？ 冒頭で掲げたことも一つの例証ですが、幼児に言葉を教え込もうとする時のことを考えてみます。例えば、「パパ」「ママ」を教え込もうとする時、幼児は男の人をすべて「パパ」と呼び、女の人をすべて「ママ」と呼ぶことがあります。更には「ママ」を男のひと（すべてひと）を呼ぶ時にも使うことがあります。また、身近にいる猫を「ニャンニャン」と教えると、たまたま見た犬も「ニャンニャン」と呼んだりすることがあります。

「大人」は、すでにネコはネコ、イヌはイヌとしてとらえています。ところが、幼児にとってはもっと混沌として区別立てがついていません。そしてそのようなところから、少しずつ「共同の認識」を形成していきます。

そしてこのことは、ヒトがひとに移行していった時、最初の言葉の形成がどのようになされていくのかという問題にも相通することです。

すなわち、ひと（ヒト）は、自分がとらえられること（自分の目に入ること、耳に入ること、手に感じること・・・）から、一つのことを区別立てる時（異化する時—{もの}化する時）、なおかつ共通の認識を形成しようとする時、それに名称を与えます—言葉を作ります（注23）。

そこで問題になるのは、区別立てする時、如何なるところからその区別立てが起きてくるのか、区別立てを起こそうとするのか、という意識構造です。

このようなことを書くと、「その区別立ては自然に起きる」という人が多々あり、それが近代認識論における一般的なとらえ方です。

もし、そうだとすれば、なぜ、日本語で犬の鳴き声が「ワンワン」なのに、英語では「バウバウ (bow-bow)」、猫の鳴き声が日本語では「ニャンニャン」なのに、英語では「ミュウミュウ (mew-mew)」、時計の音が「コチコチ」なのに、「チックタック (tick-tack)」となるのでしょうか？ 更には日本でもチックタックというようになったのでしょうか？

言語規範の問題で言えば、(もし事実とすれば) アメリカ先住民の或る部族には何故「どもり」に相当する語がないのに、日本・アメリカ・西ドイツにはあるのでしょうか？ 「ネ音(者)」という語がないのに、「どもり」という語はあるのでしょうか？ などという疑問が湧いてきます。

そして、その言葉の違いからとらえられることは、歴史的—社会的な意識形成の違い問題として、所謂共同主観性の形成の問題としてあり、それは「自然性」の問題ではなく、その社会の関係性総体の問題としてあると言えることなのではないでしょうか!?

(d) 物的世界観から事的世界観へ

(a) へ再び戻ります。既に述べたように「黄色いハンカチ」というのは、近代認識論では「もの」とされます。だが、なぜそれが「黄色い布」でなく「黄色いハンカチ」とされるのか、等々の問題を突き詰めていけば、様々な関係性の中で「黄色いハンカチ」とされることが分かります。「黄色いハンカチ」が<そのもの>としてあるわけではありません。ある人達（観測者達）にとっては、「黄色い布」にすぎない「もの」が（もっと言えば、「何かあるもの」としか言いようのない「もの」が）、別の人達（観測者達）にとっては「黄色いハンカチ」になる。「その（何かある）もの」が、「それ以上のもの (etwas Mehr)」、「それ以外のもの (etwas Anderes)」となるのです。

そのことは、心理学でよく使われる「ルビンの図形」を用いて説明すれば、より明らかになります。「ルビンの図形」は図と地の反転の問題として用いられます。「ルビンの図形」自体は二義的ですが、実際の認識の場面は多義的で、図として浮かび上がる、異化の問題があります。すなわち、一つの関係性—こと（叙示態）から、もの（被指態）として取り上げる事態が生じます。これは、言わば網の目から一つの目を取り出すことに通じます。網の目の一つは、網総体から切り離しても意味をなしません。またこのことは、函数とその項の問題にもなぞらえることができます。函数の項は、函数の中における項であって、自存するものではありません。この自存視などは、いずれも関係性の分節を、関係性から切り離して実体化させる近代認識論の陥る落とし穴です。

近代認識論は、主—客の二分、「実体」の関係性からの分離（とその先行性）、身—心の二分など、という世界観を形成しました。物的世界観です。それ以前には、アニミズムやアリストテレス・スコラの世界観などとして示されているように、明確な二分はなく、混沌としていました。近代人の多くが、当然の（超歴史的）事実と思っている世界観は、せいぜい15・16世紀以降から形成されて来た世界観です。

そして、その近代の世界観には、ニュートン力学に替わる現代物理学の登場と相俟って、デカルト—カント哲学に替わる新しい「哲学」—認識論の形成として、疑問が呈されています。

新しい世界観—認識論とは何か？ 観測者—「場」によって、直線が拋物線になり、同時が同時でなくなり、逆に同じに見えることが関係性の中で、違うことになります。そして、ある「場」で区別立て—異化されることが、別の「場」では異化されない。同じことが、違うものに見えたり、聞こえたりします。

近代認識論における「主—客図式」に替わる「場」の理論の登場です。

それらのことを廣松の言葉を借りて、まとめてみます。

それは、認識論的な射影においては従前の「主観—客観」図式に代えて四肢構造（注24）の範式となって現われ、存在論的な射影においては、対象界における「実体の第一次性」の了解に代えて「関係の第一次性」の対自化となって現われる。（これは論理の次元でいうならば、同一性を原基的とみる想定に対して差異性を根源的範疇に据えることを意味し、また成素的複合型に対して函数的聯関型の構制を立て

る存在観となり、因果論的説明原理に対して相作論的記述原理を立てる所以となる。……(略)……(略)……
そこにおいては、いわゆる存在論的・認識論的・論理的諸契機が統一態をなしている。

これが、廣松の言う事的世界観です。

(ハ) <吃音>が{吃音}としてとらえられる構造

吃音は一般的にいう「もの」ではありません。だが、自然(科学的)にある一ものとしてとらえられています。{吃音}が問題にされるころでは、確固としてあるとされています。尤も、吃音は明確に関係性の問題としてあります。独り言を言う時に吃る人の話を聞いたことがないし(注25)、「喋らなければ吃らない」からです。「吃音とはひととひととの関係性の問題である」と定式化されるでしょう。

しかし、<吃音>を{吃音}としてとらえることは当然のゆるぎないこととされています。すなわち、「われわれ」が{吃音}をとらえているように、時代を超えて・社会を超えて、すべての人がとらえていると思ひ込んでいます。果たしてそのような普遍性があるのでしょうか?

わたしたちは、(イ)でアメリカ先住民のある部族において、「どもり」に相当する言葉がないとされている話を挙げました。また国・地域によって吃音のとらえ方の違いがあることを指摘しました。これは一体どういうことなのでしょう? (二)(イ)を思い出して下さい。そこで、わたしは「早口人間」や「ネ音者」の話をしました。「早口人間」という言い方は、その記事を書いた人の造語であり、「ネ音者」に至っては、話の便宜上のわたしの造語です(かつ、定着しないだろうと見越して造った語です)。すなわち、一般的意識として、そのような言葉は存在しませんでした。このことから想定するに、アメリカ先住民のある部族においては、<吃音(者)>に対する意識が、「早口人間」や「ネ音者」に対する「われわれ」の意識に相当する意識位のこととしてあるのではないのでしょうか?!

日本・アメリカ・西ドイツにとっては、吃音という話行為における{差異}は明らかな負価値性—“差異”としてあるのですが、アメリカ先住民のある部族にとっては、せいぜい{差異}か<差異>です(言葉がないという意味においては<差異>です)。

アメリカ先住民のある部族(‘吃音’に相当する言葉がないとされる部族)における{吃音者}は、「われわれ」(日本・アメリカ・西ドイツ)の「場」から見て“吃音者”なのですが、彼らの「場」で{吃音者}ではなく、{吃音}はないことになります。ただ、もしあると感じることは、言葉を連続的に言うとか、詰まるとかいう事象です({差異}として確立していない<差異>、もしくは、{差異}として確立しつつある<差異>)。(注26)

一体この違いはどこから来ているのでしょうか? これまで展開してきたように、「場」の違いです。

だとすれば、〈吃音〉を“吃音”としてとらえる「場」とはいかなる「場」でしょうか？
それについては（二）で既に述べていたことだし、（三）（イ）で述べたことでもあるので、繰り返しを避けますが、一言で言うならば、〈吃音〉を{吃音}としてとらえる（〈差異〉を{差異}としてとらえる）、そして更に〈吃音〉を悪いこと（負価値）としてとらえる（“差異”としてとらえる）共同主観性は、「生産性（第一主義）の論理」をバックボーンとしていると言えることではないでしょうか!?

注 11* これは（一）注 5 で述べたように記号を使用しています。

注 12 このことは、「男女雇用機会均等法」制定を巡り、女性の夜間勤務解除の問題論争と同じ内容をもっています。女性解放運動は、「女性の夜間労働を禁止しているのは差別だから、女性も夜間勤務をさせろ！」とは（原則的には）要求していません。「男性も夜間勤務を（原則的に）止めるべきだ！」としています。

注 13* これは障害者の概念規定の問題でも後述していますが、わたしは「治る」可能性があると看做しても、障害者として規定します。極めて一過的な病気とされることでない限り、障害者として差別を経験します。また、「精神病」者のように病歴があると看做されて差別されることを考えると、障害者概念は広げられます。ちなみに、アメリカの ADA 法等に見られる障害者規定も、「障害者として見なされる者」という概念を含んでいます。

注 14* （一）の注 3 で既に述べましたが、この通説は既に崩れているようです。ここでの論旨が崩れるとは思えないので、あえてこのままにしました。

注 15 吃音の治療に熱心な人で、かつて西サモアに海外青年協力隊員として滞在した人がいました。彼に、「西サモアに吃音者問題はありますか？」と問いかけたら、「あるはずがない」と断言的反応が返ってきました。

注 16* 「能力主義」は労働力の価値を巡る近代合理主義的な差別ですが、「年功序列制」は別の所謂「長老支配」という歴史性から変遷した差別です。どちらが良いかなどというところで持ち出した比較ではありません。差別の「相対化」のために持ち出している論議です。

注 17 物象化とは、人と人との関係をもとのものとの関係としてみるということです。社会的に形成されたことを「自然」的にあるものとしてみるということです。もっと突きつめれば、関係性の分節としてあることを、関係性から切り離して、実体的ものとしてとらえることを意味します。

注 18* 言友会の 3 分間スピーチでソフィスト的なところで、「黄色いタオル」の話をした人がいました。その話と結びついて、この項を書きました。

注 19* 神経のなりたちは、必ずしも（脳に向かって）求心的にはなっていないようです。

注 20 これは、このことは他の文でも色々とりあげていますが、「ルビンの図形」で端的に示されています。「ルビンの図形」については、この文でも（d）で簡単に述べています。

注 21 この〈そのもの〉ということも物象化された概念です。実体主義を超える過渡的な概念として用いています。

注 22* 序でも述べていますが、引用文には、差異論で使用している記号は当てはまりません。

注 23 近代認識論では、同一性の概念があつて、差異の概念は後から生まれるとされていますが、ここで示しているように、異化としての{差異}は同一性の概念に先行します。尤も、相違ということは、同一性の概念の後に出てきます。「異化としての差異」と「相違」を混同してはなりません。

注 24 (d)の冒頭で、「黄色いハンカチ」が〈そのもの〉としてあるわけではない」という話をした時に、「それ以上のあるもの—それ以外のあるもの」としてあるとしました。それは所謂「主観」の側にも言えることで、「認識主体」が〈認識主体そのもの〉としてあるわけではないという問題があります。ここにおいても「それ以上のあるもの—それ以外のあるもの」としてあります。これが共同主観性の問題です。「四肢」とはこの「主観」の側の〈そのもの〉と「それ以上のあるもの—それ以外のあるもの」、「客観」の側の〈そのもの〉と「それ以上のあるもの—それ以外のあるもの」を示しています。

ここにおいても、問題が出てきます。これ自体が、「主—客図式」と、「もの」的などらえ方にのった理論なのです。廣松は物象化された世界—物的世界観を批判し自らの世界観を確立していく作業として、過渡的に「四肢構造」という理論を用いているのです。

誤解のないように書いておきますが、この注は廣松自身の文の引用でなく、わたしの廣松解釈の中での注です。

注 25* 最初の版で、この論考を出した時、「独り言を言う時にもわたしは吃る」という指摘を受けました。これについては、『ふれあい』の後記の中で次のようにとらえ返しコメントしていました。①(周りに人がいて、その人達に)話そうかどうかというためらいの中で、「独り言」を言ってしまうことがあること。②(周りに人が居なくても)人が居ることを想定して「独り言」を言ってしまうことがあること。③吃音的話行為の習慣的存続が、吃ってはいけないという自覚的意識を離れたところで存続しうる可能性。

現在的には、③は所謂「癖」の類いのことですが、底には自覚的意識と無自覚的意識のせめぎあいの問題がある、と押さえています。

注 26 南アフリカに「コインコイン」(「人間」という意味)と自称する部族がいて、その部族の言葉が吃るような話し方だとして、オランダから移植した(アフリカーナと呼ばれる)人達から、その人たちの言葉で「ホッテントット」(「吃る人」の意味)と差別的に名付けられたという話があります。そこには、吃音に対する差別と人種差別の二重の差別があるのですが、そのコインコイン族の中では、「われわれ」が{吃音}としてとらえている話し方が、どのようにとらえられているのでしょうか？({差異}としてとらえられていないのではないのでしょうか!?)

(四) 吃音者と障害者規定

(イ) 吃音（者）の特殊性

いやあね。たかが吃りぐらいでそんなふうに考えるなんて。・・(略)・・

「きみは自分の吃りをそんなにおおごとだと思っているのか。自分を大事にしすぎているんじゃないのか。」(『金閣寺』からの引用…孫引用者注)・・・・・

・・(略)・・・・・いままいしいい方だけど、当たっていなくもないわね。

これは『逆行の中の障害者たち』の「三島由起夫『金閣寺』の溝口」の項の一文です。筆者は障害者であり、しかも主体的に運動を担ってきた障害者です(注 27)。多くの障害者が、そして健常者も吃音者をそのようにとらえていることはこの文からも想像しえます。

吃音者同士の話でも「吃音者はこうもりのような存在だ」と話題にあがっています。

では、吃音者問題がなぜこのような「曖昧性」を有してきたのでしょうか?! そもそも、障害者規定自体の曖昧性を問題にしなければならないのですが、それは(ロ)で述べることにして、吃音者の「障害者としての特殊性」から話を始めます。

第一に 吃音が「治る」可能性があり、その可能性に留意すれば、病気と同じで、障害者規定されないという論点があります。これは、吃音者を福祉行政の面において障害者として規定しない(障害者手帳交付の対象としない)理由でもあります(注 28)。「吃音は治るか否か」ということは、吃音者問題で古くから繰り返されている論点です。もし、「治る」とすれば、障害がなくなるので障害者でなくなるという論理から(これは、「障害者=障害を持つ者」という障害者規定から引き起こされています。この規定の誤りについては(ロ)で詳しく述べます)、吃音者は障害者ではないという論理が出て来ました。この論理の間違いについては、病気と障害の違いの問題を突き詰めていけば明らかになります。病気は障害と区別されます。病状の固定化をもって障害とされます。そこには、いわゆる時間的普遍性の問題があります。しかし、筋ジストロフィの場合は、明らかに障害規定されています。また、「病歴者」に対する差別を考えていく時、障害と病気の区別がなくなります。もし障害と病気の違いがあるとしたら、病気が極めて一過性である場合です。

吃音者の問題に戻れば、少なくとも、吃音者である間は障害者であるし、吃音者として規定される場合、それは一過的ではないので、「治った」としても、吃音者としての過去一経験が消えるわけではないし、話すことへの不安が付きまとうなど、吃音者であることを引きずらざるを得ません。

この問題では、「吃音者は障害者ではない」という論理は成り立ちません。

第二に 「吃音者は話さなければ吃らないし、また時には吃音者としてパスできる場合があるので、吃音者は障害者ではない」という論理があります。これも障害者規定自体を問題にしなければならないのですが、吃音者と規定される人がそもそも吃音者であるのか、という問題を言っているに過ぎません。この論理で言えば、吃音者は明らかに障害者です。

これは、いわゆる「軽度の」とされる障害者の問題でもあります。

吃音者に対する差別は、排除型（抹殺・隔離・排除）の絶対的排除の性格の強い差別というより、抑圧型（抑圧・融和・同化）型の相対的排除の性格の強い差別です。これは、この項の冒頭の引用文と関連しているのですが、相対的排除が差別としてとらえにくい、融和や同化という抑圧型の差別が、差別としてとらえにくいことから来ています（例えば、「頑張って障害をなくしなさいー障害を克服しなさい」という「励まし」（抑圧）や同情が差別としてとらえられてこなかったという歴史性がありました）。

これについては、実はもう既に、障害者運動の中で語られて来て、明確に結論のようなことが出されていることです。それは、「重度の障害者、軽度の障害者という言い方をされるけれど、それは差別の軽重ということではない、差別に軽重はない」という言葉で端的に示されています。また、吃音者からも「吃音の軽い人の方が逆につらいのではないか!？」という提起がなされています（どちらがつかいかという比較するような問題ではないのですが・・）（注29）。

これらのことは、要するに差別の形態の違いの問題です。「障害の軽重＝差別の軽重」の論理に陥っているのは、差別の形態の違いの中で、抑圧型の差別をとらえそこなっていること、そこから抑圧型の差別をより多く受けるひとたちの差別を、軽い差別というようなとらえ方をしてしまっていることから来ています。

このことは、ヒットラーの精神障害者・ユダヤ人虐殺を暴力ー差別としてとらえても、差別発言（ー藤尾前文相発言…注30）を暴力（ー差別）としてとらえられないひとがいることと類比しえます。ひとを傷つけることにおいては、同じ暴力なのに、物理的ー「肉体的」ー暴力しかとらえられない傾向が多々出てきます。

第三に 吃音の「因」が曖昧なことをもって、吃音者を障害者と規定しないという問題があります。古くから争われているのが、吃音は身体障害か精神障害かということです。そこで、そもそも問題になっているのは、デカルト以来の「身体」と「精神」の二分法です（注31）。そして、「自然科学的研究」が「唯物論」（ただものろん）的に「因」を「身体的因」へ収束させようとした経過があります。所謂「素因論」です。それは障害者問題総体にも言い得ます。例えば、精神障害者に対する許すことのできないロボトミー実験や種々の遺伝子研究にそれは端的に現れています。そして、「身体的因」が「解明」されたものが、「器質性の障害」とされ、そうでないものが、「非器質性の障害」とされました。ところが、「非器質性の障害」が必ずしも「精神障害」の範疇に入らないことから、従来の「精神と身体二分法」からエポック的に落ち込んだところに、吃音の一つの側面があることから、「吃音＝身体障害」という規定も「吃音＝精神障害」という規定もできなくなります（そもそも、二分法自体に問題があるのですが、・・・）。そこから、「吃音なんて性格の問題だ」「吃音は気持ちの持ち方で克服できる問題だ」という言い方が出てきます。そのことが、吃音の障害規定を困難にしていくことに繋がっていきます。

さて、この「因」を巡る問題を明らかにするために、寄り道になりますが、吃音の「因」について仮説的にコメントしておきます。断るまでもないのですが、わたしは、吃音学を

学的に勉強していません。数冊の本、何人かの吃音者との接触と討論、そして、自問の中で得た仮説に過ぎないこととして、なおかつ文字通り蛇足となる危険性(注 32)を考慮しつつも、敢えて提起しておきます。

今日、吃音研究、とりわけ「因」を巡る研究は混迷の中にあります。その混迷の原因は、そもそも誰にでも当てはまる「因」を求めようとしている、単一的な「因」を求めようとしているところにあるのではないのでしょうか?! (そもそもは因果論的なとらえ方自体を批判する必要があり、また「きっかけ」と「因」をごちゃ混ぜにしていることも指摘できます。) それは、所謂「器質性の言語障害者」および、「非吃音者—健常者」の吃音を、吃音者の吃音から切り離し、断絶してしまったところからも起きてきているのではないのでしょうか?!

仮説の具体的内容に入っていきます。まず、第一に、「吃音的話行為を習得した」という側面です。このことは、矢野—相沢によって既に展開されている問題ですが、これは「方言」の習得と同じ構造です。但し、異なるのは、習慣化することにおいて、「身体と意識の乖離(ズレ)—失敗した」という意識が(無自覚であれ…注 33)、そこに働くということで、それが相乗的に吃音的話行為の習得へ働きかけるという問題です。

吃音の「発生」が幼児に多いこと、すなわち、話し言葉の習得の始め—より多く習得する時期に多いことは、この側面からとらえれば明らかになります。

既に色々な人から述べられているように、幼児の話し言葉には連続音が多いのです。そして、連続音の方が覚えやすいという性質があり、周りの人(大人)も言葉を教え込もうとする時、自らが幼児語をしゃべり、連続音として喋るという場面を多々みかけます。そういう意味で、吃音的話行為の習得は容易なのです。

それは、ドッチボールの方がサッカーやハンドボール(のシュート)よりも子供に馴染み易いであろうことと同じです。そして、この例で言えばドッチボールに馴染んだ子供が、サッカーやハンドボールをやる時に、キーパーめがけてシュートしてしまう構造に吃音は似ています。異なるのは、サッカーやハンドボールの場合、一般に場数を踏むことによって、サッカーやハンドボール的シュートを身につけていくのに対し(そこでも、「思わず」シュートの絶好のチャンスにキーパーめがけてシュートするということが見られるし、野球の場合でも、ピッチャーがそこへ投げてはいけないと思いつつ、魅入られるようにホームランボールを投げてしまうということがあります) —「一般的」には「学習する」ことによって「失敗」が減るのに対し、吃音(者)の場合は、(吃音的話行為を捨てようとして)場数を踏むことによって逆に、相乗的に吃音的話行為をますます習慣化させるという性質があります(注 34)。吃ってはいけないと思うことが吃ることにつながるという吃音の特殊性の問題がそこにあるのです。

「吃音の遺伝」を巡る混乱もこのことから、解き明かされます。吃音の遺伝ということは学説的にはないとされてきました(注 35)。それでも、この遺伝を巡る言説が繰り返し出てくるのは、近親者に吃音者がいればそれだけ吃音者が多く出てくることあるからで

す。これは、吃音的言語環境があれば、それだけ吃音的話行為を習得しやすくなるということによって説明されています。

第二に、言語環境における混乱の問題です。これは、二つの言語体系の間にある場合、喋る時に混乱を生じます。所謂、言い淀むとか、詰まる（更には吃る）という非吃音者にも見られることです。これは、例えば（幼い時一言語の集中的習得期）引っ越しをして、新しい地域に来た時、今まで自分が喋っていた言葉と違う言語体系（「方言」「外国語」）に接した場合、又は両親が「今」住んでいるところと違う地域から来て、家では以前の地域の「方言」を喋り、他の周りの人は「今」住んでいる処の「方言」を喋っている場合等、喋り言葉の習得に混乱を生じます。その混乱が、吃音的話行為として現れ、その後は、第一と同じように、それが、「失敗したという意識」とつながり、吃音を常習的話行為として習得していくこととして指摘できます。

このことは、一人の吃音者の中でも、自分が仕入れた新しい内容の話、もしくは新しい語を喋ろうとする時に吃る人が多いとか、「方言」－自国語で喋る時にはほとんど吃らないのに、「標準語」－外国語を喋る時には吃るなどの例にも通じています（逆の例もあります。それは、新しい語や外国語の場合、吃ることに対する「恐怖」の蓄積がないという第一で指摘した側面から来ていると考えられます）。

第三に、精神的（被）抑圧・（被）圧迫の問題です。第二の問題とも関連しているのですが、精神的抑圧・圧迫が話すことのためらいや詰まる、そして吃音をもたらすという問題です。これは非吃音者－健常者も吃ることがあるという問題に通じることであり、どのような場合により多く吃るのかということをも想定すればたります。

親の厳格さの問題や吃音の「左利き矯正発生論」などの提起は、このことに通じていて、このことから説明できるのではないのでしょうか?! そして、この場合は、自分の「吃り始め」を明確に覚えていることがあるのではないのでしょうか?!

そして、「吃り始めた」以降は、第一第二と同じく、話行為として習慣化する構造があります。更に、この精神的抑圧・圧迫の中味に、吃ってはいけないという意識が加わります。この第三のことだけをとりだし強調することは、吃音を「神経症」と規定する学説を生み出したのですが、そもそも「精神障害」概念の曖昧性と共に、一つのモーメントにすぎないことを指摘しておきます。

さて、以上三つのことは、（第二は第一と第三のモーメントを内包していますが）一応別のことです。（確かに、二つ更に三つのことを同時に有する場合があるとしても）一応別のことから「吃音の始まり」があるということを押さえねばならないでしょう。そして、今日の吃音学の混乱は、単一の「因」を求めたり、逆にモーメント的「因」をエレメント（要素）的にとらえて「因」を求め（注 36）、単一の因としてとらえない時にも、エレメント的複合として「因」をとらえようとしたことから、引き起こされた混乱ではないのでしょうか?!

もう一つ、押さえておきたいのは、第一の「吃音的話行為を習得した」という概念が、

一般的な「障害」概念から外れることから、そのことが障害者規定を曖昧にしている問題です。そもそもは障害者規定の問題であり、それは次項で述べますが、その習得において、「意識と身体の乖離」と「食べるまいとして食べる行為」として相乗的に習慣化されていくという吃音の特殊性を指摘し、まとめとしておきます。

第一に、**第二に**、**第三に**、と吃音者の障害者としての特殊性（厳密に言えば、特殊のとらえられること）を述べて来ましたが、これは、そもそも障害者概念の曖昧性－問題性（更には、差別のとらえ返しの問題性）から来ていることと指摘し、次項の障害者規定の項に入ります。

（ロ）障害者規定

「社会的通念」としては「障害者＝障害を有する（持つ）者」とされています。しかし、「障害とは何か？」をとらえ返していくと、この障害者規定の問題性が明らかになります。「障害」という概念を突き詰めていくと、「何々ができない」という問題に至りつきます。そこで、その「できない」ということを巡って、まず、第一に、「できない」ということにおける相対性の問題があります。例えば、聴覚・言語障害者が話しができないと言っても、自分が手話を知っていて、相手も手話を知っているとコミュニケーションはできます。また、時間がかかりますが、筆談など他のコミュニケーションの方法もいくつかあります。ある「重度」障害者が独りで食事がとれないといっても、逆に言えば介助者がいれば食事がとれます。ある言語障害者が話が聞き取りにくいと言っても、聞き手の側の意志や慣れでかなり違って来ます。第二に、「できない」と言っても、できないような関係が作り出された、作り出しているということがあり、逆に、「できない」と言っても、補助器具などを用いれば、できるようになることがあります（注 37）。前者は車イス使用者にとっての歩道橋とか、駅の階段（立体交差化）などであり、後者は近視者一般は障害者とはとらえられなくなった（注 38）ということと端的に示されます。第三に「できる－できない」ということを問題としてとりあげるということ。（三）（ロ）でとりあげたルビンの図形とそこで提起した内容を思い出して下さい。例えば、E・H・エリックのように耳を自在に動かすことが「できるか－できないか」等は、隠し芸大会の時にしか問題になりません（しかも、できることが「評価」されても、できないことで非難されません）。

100mを 15 秒以内（注 39）で走れるか否か等も運動会の時位にしか問題になりません。これらのことで差別はないと一応いえるでしょう（こどもの世界では、また、ちょっと話が違って来ます）。そこで、「できる－できない」で差別の普遍性をとらえ返していく時、趣味的な（といわれるような）問題での「できる－できない」は、差別の問題としてほとんど問題にならず、問題になるのは、主に「労働力の価値」という概念で論じられる問題を巡ってであることが明らかになります（注 40）。すなわち生産性（第一主義）の論理の中で、「できる－できない」が問題になり、生産性が低い者として（偏見の問題－障害者は〇〇できないという思い込みの問題も含め）、障害者が排除・抑圧されているのです。

さて以上、障害者問題を、「できる－できない」ということで語ってきたのですが、この

ことを土台としつつ他の様々な問題がからみあっています。(図式化がもたらす弊害ということを考えても、あえて提起すれば) 政治的文化的側面(性格)の問題です。

この問題について突っ込んだ展開をすることは別の機会にゆずりますが、羅列的にここで述べておきます。

政治的性格においては、ヒットラーの27万5千人の精神障害者の虐殺、更にユダヤ人などの大量虐殺を端的な例として、優生保護法制定(改定)や養護学校義務化などの法案制定や実施が、差別-差別意識の拡大助長にどのように波及していくのかをとらえれば明らかになります。更にレーガンやサッチャーや中曽根の如く、「強者の論理-強い者が正しいという論理」を振り回す者(達)が、時の政権を担う時、「福祉」は切り捨てられ、差別者が跋扈し、居直り始めます(注41)-差別があるのは、差別される者が悪いのだ、差別される者が存在するのが悪いのだと。

文化的性格は美意識の問題で端的に示されます。美意識の問題は、別稿で書きましたので(「美意識について」)ここでは論攷を省きますが、文化の独自性の問題-例えば、近視の問題で、見えない-見えにくいという-できないの問題が解消しても、メガネに対する意識として、近視者に対する美意識的差別が残っていました(まだ幾分は残っている?)。そのことを一点押さえておく必要があります。勿論、美意識ということは、移ろいゆくこととして、これも関係性から極めて規定されているということを強調しておきます(注42)。

ここで、障害者規定の問題をとらえ返す作業として、「精神障害者」と「身体障害者」を分離して規定する問題を押さえておきます。今日、社会的通念に従えば、「精神障害者」は「身体障害者」に「内包」されません。これはデカルト以来の「精神」と「身体(=肉体)」の二分法から来ています。「精神」が「身体」に「内包」されないところの問題を突き詰めていけば、それは延長性の問題として端的に示されます(近代の認識論では、「身体の延長性」がとらえられていませんでした)。例えば、衣服・道具が身体の延長としてとらえられるようになります。また、「精神」の共同性(共同主観性)の問題に突き当たります。しかし、近代認識論批判の中で、「身体」の側にも同じ問題-共同性・関係性の問題が指摘されています。そこで、「身体(注43)とは関係性の分節」であるという、最近の身体論での共通認識が生まれてきています。結局、「精神」は身体に「内包」されるようになります(「精神」が「肉体」に「内包」されるわけではありません)。そのことは、「精神障害者」が「身体障害者」概念に「内包」されることを意味します。そこで、「精神障害者」という規定は、「障害者」一般から、その特殊性を問題にする時に、「視覚障害者」、「聴覚障害者」という規定をするのと同じ意味しか持たなくなります。「精神障害者」とりわけ、「精神病」者の特殊性とは、第一に、基本的に「器質的な因」が示されないこと。第二に、病気と同じ性格(時間的普遍性がないこと)があること。第三に、偏見へのとらわれの問題が強く、絶対的排除の性格が強いことです(注44)。言うまでもなく、この特殊性が障害者規定を否定するものではありません。さて、もう少し問題を深化しておきます。今日、反精神医学として突き出されるなどの中で、「精神病はあるのか?」という提起(注45)は、「障害者

問題」総体にも当てはまります。「精神障害者」が「障害者」としてとらえられるようになったのは、ピネルらの登場以降であり（注46）、それ以前は「魔女」「憑き物」などとされてきました。更に歴史を逆上れば「身体障害者」の問題に関しても、同じような歴史性があります。「障害者」は時としては「オソレ」の対象であり、「聖なる者」というとらえ方もされてきました（注47）。

繰り返して提起しているのですが、わたしたちは、現在自分の居る処、居る時の凡通的価値観—世界観が、不変・不滅のもの（注48）としてとらえがちです。そのことを（自己）批判しつつ、障害者規定を根底的にとらえ返す必要があります。

以上のように、「障害—障害者とは何か？」ということをとらえ返していけば、その相対性、社会的性格（—共同主観性）が浮かび上がって来ます。すなわち、「障害」が「障害そのもの」（＜障害＞）としてあるわけではなく、{障害}として「障害者」側に押し付けられつつ浮かび上げられたということ。‘障害者’とは“障害者”としてその社会から規定された者ということが出来ます（これは精神障害者規定におけるラベリング理論と同じ内容性です（注⑥））（注49）。

語弊を生むことを恐れつつも、あえてまとめ的に障害者規定をしておけば、

障害者とは、身体的＜差異＞を、“差異”として取り上げられ（偏見で創出された“差異”ということを含め）、身体（注50）的機能—能力とされる問題を土台として、身体の形態的「差異」の問題も含め、その社会の価値観（美意識の問題も包含する）により、何らかの排除（抹殺・隔離・排除・抑圧・融和・同化）を受ける者である。[現代（日本）社会の価値観とは、分業と私有財産制をその根底的矛盾として、それが全面展開した資本主義の生産性（第一主義）の論理に規定される。そこにおける美意識も、生産性の論理を土台として、その上に相作的に存在している。]

一言で言えば、全障連の障害者規定を引用すればたります。すなわち、「障害者とは障害者差別を受ける者である」と。

（ハ）吃音者は障害者か？

以上の論考の中で、「吃音者は障害者か？」という問いかけに、「イエス」と答えうるでしょう。

吃音者はまぎれもなく障害者として規定されています。時に、ある吃音者が吃音者として規定されない時があり、障害者と規定されない時があったとしても、吃音者と規定される者は障害者です。更に、「時に吃音者として規定されない」と言っても、その心性として吃音者として規定される恐れを抱き続ける限り、また吃音者としての関係性を引きずり続ける限り（過去を消せない限り）、厳に吃音者としてあります。

補足的に押さえておきたいことが二つあります。

一つは、（イ）の中で述べた第二にに関してですが、吃音者に対する差別が相対的排除

の性格の強い差別であることから、その差別を差別としてとらえられない傾向がある、という問題です。

よく「他者は吃音を（さほど）気にしていない」という言い方がされます。確かにそれは事実です。しかし、それは「人は他人のことなどどうでもよい」という側面において事実なのです。アルベール・メンミは既に差別論の古典的名著となった『差別の構造』の中で、差別を利害の問題として突き出しました（注 51）。差別が最も顕著に現れるのは、利害関係のからむ時です。「黒人差別」をもっとも露骨に示すのは、（彼らと比較的日常的に接し、そういう意味では偏見から自由であると考えられるはずの）プアー・ホワイト（貧困白人層）です。差別を日常において「よくない」とし、自分は差別的意識から自由であると言っていた人が、（例えば、子供の結婚などで）自分の問題となった時豹変し、差別者となって立ち現れることは、あまりにもよくあることです。差別に対する意識調査もそのことを示しています。すなわち、非・被差別者が被差別者を受け入れる度合いは、①自分の家族の一員として迎え入れる②自分の家の隣に住む③自分の職場にいる④知人としている、以上の中で、数が小さい程少なくなります（②－③は入れ替わる可能性があります…注 52）。更に、吃音者問題に引き寄せて付け加えれば、「吃音を気にしていない」と言う非吃音者が、自分が管理職にあつて（なつて）、吃音者の部下をもった時、又、人事関係の仕事をしていて、吃音者が入社しようとする時に、どのような態度をとるでしょうか？ [だから、利害関係そのもの、利害関係の中身をとらえ返す必要があります。]

もう一つは、**第三に** に関してで「因」を問題にしましたが、これは厳密に言えば、「吃り始めの因」（とその違い）で、「吃る因」ではありません。「吃る因」は、「吃ってはいけない」という意識から吃るまいとすることが、吃る行為につながる」ということ、又、その吃音的話行為の習慣化、かつそれらの相作性（「相互媒介性」）の問題です（注⑦）。そして、その「吃り始めの因」の違いは、被差別の形態の違いと関連するかも知れませんが（そのことによって分断される可能性があるのですが）、根底的に、「できる－できない（流暢に喋れる－喋れない、早く喋れる－喋れない）」の問題である以上、「吃り始めの因」（の違い）により、差別がなくなったり、「軽く」なったりはしません（そういう意味では、吃音者問題に関する啓蒙はほとんど意味をなしません）。

さて、まとめ的に吃音者規定をpushしておきます。

吃音者とは（最初の、又途中の音で）連続する、詰まるということを話行為として習得し、習慣化しているとして、それが言語の流暢性において（社会的）言語規範に反するものとして、何らかの排除と抑圧を受ける者である。

障害者規定のところになしたように一言でのべれば、「吃音者とは吃音者差別を受ける者である。」となります。[この規定が同義反復（トートロジー）的で意味がないと批判があるかも知れません。だが、そもそも差別それ自体がそのようなものでしかない—そのような意味しかありません。] ここで、問題になるのは、言語規範の問題であり、その言語規範

の背景にある世界観の問題です。もう既に何度も繰り返しているように、それは生産性（第一主義）の論理—効率性（第一主義）の論理として端的に示し得ます。

注 27* つい最近になって、この筆者の講演をきく機会がありました。彼は車椅子の障害者で、言語障害者でもありました。要するに、彼にとって、介助を要する障害者であることが大きくて、言語障害の問題はその後に退く問題である、ということからこのような言説が出てきたのだらうと推測されます。言い換えれば、抹殺・隔離・排除という排除型の差別を受ける者は、抑圧型（抑圧・融和・同化）の差別は退くということなのでしょう。どちらにしても、差別の形態の違いによる障害者の分断という観点からのとらえ返しが障害者運動に希薄だったという負の歴史性の問題として押さえておかねばなりません。

注 28* 以前、障害者手帳を要求し、交付を受けた吃音者がいたという話を聞いたことがあるし、また、つい最近障害者手帳をもっている吃音者の話をきいたことがあります。一度、ちゃんと交付状況の実態を調べねばと思っています。（注⑧）

注 29* これは心理的マージナリティの研究として、H. D. クラークが『差別社会の前衛』で、明らかにしている問題でもあります。要するに、被差別者としてパス（通過）できる者は、アイデンティティをつかみ切れず、心理的マージナリティ（境界性）をもちやすく、心理的葛藤に陥るという問題です。「軽度の」障害者が逆につらいといわれることは、このありの事を指しています。

注 30* 「朝鮮併合の責任は朝鮮の人達にもある。」という、侵略を合理化した発言をして、抗議を受け、文部大臣辞任に追い込まれた発言。

注 31* デカルトの二分法についての批判は、身体論という形でとりくんでいくと、かなり容易にとらえられるでしょう。ここでは紙面もないので言及しません。

もう一つコメントしておきます。ここで、「因」を問題にしているのですが、そもそも「原因があって結果がある」というような因果論的なとらえ方自体が、近代認識論への批判としてまな板にあがっています。そして、そのような直線的なとらえ方をすれば、「因」が不明な場合、「結果」自体を明確に規定しえないという、吃音者問題の曖昧性の所在が、そこにもあるという指摘ができるのです。

注 32 わたしは吃音治療という観点から「因」論を述べる積もりはありません。もしそのような側面からとらえられるとしたら、文字通り蛇足です。そして、更に付言すれば、吃音理論の整理・深化は、吃音に対する偏見を取り除くことに意味があるかも知れませんが、偏見がなくなっても、吃音者が非難・否定されることはあるでしょう。なおかつ、偏見を取り除くという作業自体が、別の差別をさて置くということにつながるばかりでなく、その固定化・助長につながる可能性があります（例えば、「吃音者は黙読する時も詰まっている」と思っている人に、「そのようなことはない」と反論する時、暗黙の内に、本が読むのが遅い人に対する非難・否定を受け入れ、加担しているのです。更に、「吃音者は頭は悪くないのだ」という時、それは明らかに知的障害者に対する差別を行っているのです）。

偏見の問題からもう一つ補足しておきます。よく吃音問題という言い方がされます。確かに、吃音問題は、吃音の矯正と偏見の除去という立場に立つ人にはあるのですが、もっと突き詰めて、なぜ吃音が否定的にとらえられるのかを問題にしていく時には、吃音問題とはなんのでしょうか？そこには差別の問題としての吃音者問題があるだけです。これについては、別稿で論考したいと思っています。

注33 幼児における吃音において、吃ってはいけないという意識はないという説があります。しかし、習慣化には((三)(ロ)(c)で述べたように)その意識が働くことが想定しえますし、更に、逆から想定すれば、その意識抜きには習慣化を説明できません。「吃ってはいけないという意識はない」という論理は、自覚的な意識と「意識がない」ということを混同することから生じているのではないのでしょうか!?フロイトの無意識は無自覚的意識であって、意識がないということとは違います。これは差別をしたひとが、「差別をするつもりは無かった」という常套句をはくことにも通じています。もし本人が事実を捻じ曲げていないとしても、差別する自覚的意識一意図がなかっただけで、差別意識はあるのです。

注34 勿論、場数を踏むことによって比較的吃らなくなる場合もあります。それは、本文で後述する第三の精神的圧迫の問題で、緊張を解くということを学習する場合です。また吃音の回避方法を習得するという側面からもたらされる場合もあります。

注35 語弊を生むことを憂慮しつつあえて提起しておきますが、遺伝の問題が、吃音と全く関係ないとは言えません(ほとんど関係ないと言えるとしても)。それは、結核が「遺伝病」ではない、けれども結核にかかりやすい体質として遺伝がある等ということに通じる問題です(但し、体質ということが遺伝だけの問題ではないことを更に押さえた上での話です)。(注⑨)

注36* エレメントとは、実体主義に基づく概念であって、これに対してはわたしは批判的です。モーメントは関係主義的に使っています。エレメントの場合はエレメントが寄り集まって全体を構成するという概念になります。一方モーメントの場合、モーメントは関係性の分節というとらえ方をします。関係性から切り離されてモーメントはありません。モーメントの概念とエレメントとの区別立ては、実体主義を超えようとする試行錯誤の中で使っています。

注37 最近の科学技術の発達はできないことはなくなると思わせる程です。わたしは、科学の発達が「障害」の解消から「障害者問題」の解決へ進むという楽観的な意見はもっていません。コストの問題として、生産性を第一義的に追求する社会においてその技術の発達がとりいれられるか、そのような研究に取り組みれるかという問題が常に出てきます。また、経済外的性格の差別が存在するという問題もあります。「技術とは客観的法則の意識的適用である。」(武谷三男)とすれば、むしろ、その意識自体が問題になるだろうし、その意識が障害者差別がなくなる方向へ向かうとすれば、その「意識的適用」以前に障害者問題は解決されるでしょう。

注 38 例えば、20 年位前には、女性の結婚相手の理想像の中に、「メガネをかけていないこと」とありました。最近はこのようなことは余り聞かなくなりました。これは（「障害者問題」における）美意識の変遷と、その位相の問題の一端として示し得ることではないでしょうか?!

注 39 15 秒が 10 秒になると生活の糧となる特技になり、もっと多い数になると障害者差別の問題になってきます。

注 40* 子供の世界では（年齢が低くなればなるほど）労働力の価値を巡る規定がゆるやかになります。子供の中のヒーローやガキ大将は大人の論理とは別なところで成り立ち得る場合も出てきます。もっとも塾通いが低年化する中で、独自性が消えて行っているだろうとも指摘できます。

人の日常的な営為において、労働と家事と「私的営為」（食う・寝る・遊ぶなどの「身辺的活動」&趣味的活動など）が分離していきました。その中で、労働の分業と労働と家事の分業が進む中で、「私的営為」が労働と家事の生産性追求から規定されて、「身辺自立」の要求が強くなります。それが、近代の「障害者」差別の論理の中に果たす意味ということを押さえておかねばならないでしょう。

注 41 逆に言えばそのような時代だからこそ、差別者が政権を担う者として登場したと言い得ます。居直りの発言は藤尾発言（本項注 30）に端的にとらえられます。中曽根首相の本音も藤尾前文相と変わりはありません。ただ、中曽根は自分が政権を担う政治家であり、本音と建前の使い分けをなさねばならないことを幾分かなりとも理解し、その分居直れないのです（「強者」が「強者の論理」を振り回すなら、「弱者」も居直るしかないのです。それは「弱者」の絶望からの反乱につながるしかないのです）。今回の「知的水準」発言は、本音と建前の使い分けの失敗です。彼は確かに差別する意図（自覚的意識）はなかったが、紛れもなく差別する意識はあったのです。それが露呈したにすぎません。更に付言すれば、中曽根首相の「知的水準」発言は、人種差別や女性差別を示したばかりではなく、「知的水準」を云々すること自体が差別であり、それは知的障害者へ集約的に向けられる差別と言い得るでしょう。

注 42* この辺の論考は極めて不備なままになっています。これについては、後にわたしの『反差別論序説草稿』の中で「差別の三つの性格」として若干なりとも展開しました。参照して下さい。

注 43 ここで言う「身体」は、近代認識論的な通念の「身体」＝「肉体と精神の統一としての身体」です。

注 44 この第二、第三は、ハンセン（氏）病に対する偏見と排除の問題に比することができます。第一、第二は吃音者問題と共通性があります。

注 45 全く逆の立場からですが、「精神病質」概念の提起は、この問題を浮き彫りにしています。すなわち、「健常者」と「精神病」者の連続性を示すことによって、「精神病」の概念自体に疑問を投げかけています。

注 46 ピネルらの登場は 18 世紀末です。厳密に言えば、以前（ギリシャ時代）にもそのような観点が見られるのですが、それは一度消えています。これはデモクリトスのアトム論の消沈と新たな原子論の登場などと対比的にとらえるのでしょうか?!

注 47 「聖なる者」ということは、オソレの内容でもあります。これは、「ケガレ」が聖・賤の両義性をもっていたことに通じています。又、これはスティグマ（負性）の概念にも通じ、「聖痕」という訳語をつけることにも現れています。

注 48 まさに（物象化した）「もの」としてとらえるのです。法則性の物象化に関しても同じようなことが言えます。

注 49 「差異」があるから差別があるのではない。差別的な関係があるから、＜差異＞が“差異”となる—“差異”としてあるのです。この問題は、「病歴者」が（現在の）に、＜差異＞がないのに差別される問題や他の差別の問題をとらえ返していけばもっとはつきりします。

注 50 ここでいう「身体」も注 43 でいう「身体」と同じです。

注 51 メンミは次の様にまとめた提言をしています。「差別主義とは、現実の、あるいは架空の差異に普遍的決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が己の特権や攻撃を正当化するために、被害者の犠牲をも顧みず己の利益を目的として行なうものである。」（『差別の構造』）

注 52 どちらが先かは、会社と地域社会がどのような共同体としてあるかの性格によるでしょう。

注⑥ 厳密に言えば、ラベリング理論は批判されねばなりません。というのは、ラベリング理論は、既に浮き上がっているものに、レッテルを貼るということであって、いわば、{ } → “ ” の道行きです。わたしが、ここで問題にしているのは、< > → { } · “ ” で、浮き上がるときに既に価値付帯的なのです。

注⑦ 第 2 版を出して以降、『吃音の本質』の著者矢野さんと議論をする機会を得ました。彼は吃音そのものと、吃音の高度化を分けていますが、吃音そのものを、話行為の失敗の修復という概念からとらえようとしています。わたしは、未だにその理論を理解しえませんが、この「失敗」という意識がどこから来るのか、それは既に社会的・共同主観的意識ではないかと考えています。「失敗」という意識をもし持たないならば、＜吃現象そのもの＞も成立しないのでしょうか？

注⑧ 「障害認定」の法的規定には言語の流暢性に関する項目がないということからこの問題は起きています。ですから、吃音そのものでは「障害認定」は受けられないということになります。WHO（世界保健機構）の障害規定の中では、吃音は取り上げられていません。

注⑨ 世界的にここ 10 年～20 年で、遺伝子研究が広がり進んでいます。その中で、アメリカで「吃音の遺伝子研究」をしているひとがいて、日本の吃音者団体への協力依頼などが来ているようです。そのような研究をするひとが現れるということ自体に、吃音学の貧

困を感じるのですが、そもそもそのような研究をすること自体が、吃音者にとって抑圧的に働いていくという構造を押さえて批判しておく必要があると思っています。この問題は全言連の機関誌に載った記事を巡るわたしの言友会への働きかけという形に発展しました。その中で、「「遺伝子研究問題」に寄せて」「吃音の素因論」批判—矢野「吃音」理論の意義の再確認と新しい展開のための一試論—」という二文を書いています。

(補追) 新「吃音者宣言」

新「吃音者宣言」草案 (注 53)

私たちは、長い間、どもりを隠し続けてきた。「どもりは悪いもの、劣ったもの」という社会通念の中で、どもりを嘆き、恐れ、人にどもりであることを知られたくない一心で口を開くことを避けてきた。

「どもりは努力すれば治るもの、治すべきもの」と強いられ、嘲笑や、あわれみやさげすみの沈黙の中で、「どもらずに話したい」という、思いをつのらせた。ある人は職を捨て、生活を犠牲にしてまでさまざまな治すところみに人生をかけた。また、多くの方は自分のどもりを隠す努力を重ねてきた。

そのような思いと努力の中で、自らのことばに嫌悪し、自らの存在に不信を生み、深い悩みの淵へ落ちこんでいった。また、いつか治るという期待と、どもりさえ治ればすべてが解決するという幻想へのとらわれから、私たちはアリ地獄の葛藤に陥っていった。

そのような中で、私たちは他の誇りをもって生きる障害者と出会った。そして、私たちのどもりを治すことへの執着—健全者に近づこうとする努力が、自らと吃音者の仲間たちを否定することであることを、また多くの障害者の存在を否定することにつながっていることを知った。

生き生きと生きる障害者との出会いの中で、私たちも障害者としての自覚と誇りをもつことに目覚めた。

全国の仲間たち、どもりを隠すこと、否定しようとすることはやめよう。

その第一歩として、私たちはまず自らが吃音者であることを、また、どもりをもったままの生き方を確立することを、社会にも自らにも宣言することを決意した。

「どもり！」(注 54) と嘲笑され侮蔑されてきた私たちは、差別されることのつらさを知っている。すべての人が尊重され、あるがままに生きることのできる社会の実現こそ私たちの願いである。そして、私たちはこれまでの苦しみを過去のものとして忘れさることなく、よりよい社会を実現するために活かしていきたい。

吃音者宣言、それはどもりながらも誇りをもって生き、差別されるすべての人びとと連帯していこうという私たち吃音者の叫びであり、願いであり、自らの決意である。

私たちは今こそ、私たちが吃音者であること、障害者であることをここに宣言する。

吃音者・反差別研究会

1992. 5. 1 全言連「吃音者宣言」16周年の日に

「障害の受容」をもって障害者の運動、運動のみならず生き生きとした生が始まるという言い方がされます。吃音者には、最後に資料として掲載する全言連の「吃音者宣言」があります。巷では、素晴らしい宣言、生き方としても感動する内容だという評価があるそうです。しかし、それは健常者社会の評価で、障害者運動サイドからみると、矛盾する論理がからみあった、いわばボタンをかけ違えた、不発の「宣言」にすぎません。「吃音者宣言」は同時に障害者宣言であるはずなのですが、どう考えても障害者宣言と言い得るものにはなっていません。

「宣言」は最初に、吃音者問題を根底からとらえて、「どもりは悪いもの、劣ったもの」という社会通念を問題にしていたのに、そのことのとらえ返しを、とらえ返しをしようという姿勢を全くかなぐり捨てて、次の文からはどもりは治るのか、治らないのかという論理に引き寄せられて、社会性を問題にしていた一関係性を問題にしていたことを忘れ、吃音を個々人の問題にし、更に気持ちの持ち方の問題にすり替えています。最後にもう一度社会性を持ち出しているのですが、文脈的に何らつながりをもっていません。「宣言」自体が、いろいろな意見の寄せ集めの急いで作られ、煮詰める時間が足りなかったと憶測し得るのですが、そのごった煮的非論理性は、わたし自身吃音者としてただ頭をたれるしかない内容です。

そして、今、ADA法の評価を巡る論議の中でも問題になっているのですが（ADA法に対する批判は別なところで、若干展開しています（注55））、「個性」とか、「能力」とか、障害者差別の論理の根幹にある競争原理にからめとられ、その論理でこの社会の未来を見るという、その論理的破綻を示しています。

ですが、この「宣言」が全く意味がなかったとは言い得ません。押しなべて、吃音者が吃音を治すというとらわれの中にある中で、別の観点を突き出した意味、とりわけ不徹底に終わったとは言え、「どもりは悪いもの劣ったもの」という社会通念自体に言葉だけでもふれたことを歴史的な成果としてとらえ得るでしょう。そのことは、あのADA法に対する批判を色々なしうとしても、それがアメリカの障害者の団結として示し得たことを歴史的成果としてとらえ得ることと類比しえます。

わたし自身が、この「宣言」の文にどれだけ感銘をもってゆさぶられたか、その過程としての歴史的評価は、きちっと押さえて置かなければならないでしょう。

その上で、この未完の宣言を、障害者宣言としての定立もかけて、成し遂げておかねばなりません。ということで、この新しい「宣言」草案に至りました。何が問題なのかを明らかにする一どかがボタンの掛け違えなのかを明らかにする意味で、そして過程としての全言連の「宣言」を尊重し、その文を活かせるだけ活かして、文案を練りました。案です。皆さんの批判の中で、さらによりよいものにしたいと願っています。

<資料>

吃音者宣言

私たちは、長い間、どもりを隠し続けてきた。「どもりは悪いもの、劣ったもの」という社会通念の中で、どもりを嘆き、恐れ、人にどもりであることを知られたくない一心で口を開くことを避けてきた。

「どもりは努力すれば治るもの、治すべきもの」と考えられ、「どもらずに話したい」という、吃音者の切実な願いの中で、ある人は職を捨て、生活を犠牲にしてまでさまざまな治すところみに人生をかけた。

しかし、どもりを治そうとする努力は、古今東西の治療家・研究者・教育者などの協力にもかかわらず、十分にむくわれることはなかった。それどころか自らのことばに嫌悪し、自らの存在に不信を生み、深い悩みの淵へ落ちこんでいった。また、いつか治るという期待と、どもりさえ治ればすべてが解決するという自分自身への甘えから、私たちは人生の出発（たびだち）を遅らせてきた。

私たちは知っている。どもりを治すことに執着するあまり悩みを深めている吃音者がいることを。その一方、どもりながら明るく前向きに生きている吃音者も多くいる事実を。

そして、言友会10年の活動の中からも、明るくよりよく生きる吃音者は育ってきた。

全国の仲間たち、どもりだからと自分をさげすむことはやめよう。どもりが治ってからの人生を夢みるより、人としての債務を怠っている自分を恥じよう。そして、どもりだからと自分の可能性を閉ざしている硬い殻を打ち破ろう。

その第一歩として、私たちはまず自らが吃音者であることを、また、どもりをもったままの生き方を確立することを、社会にも自らにも宣言することを決意した。

どもりで悩んできた私たちは、人に受け入れられないことのつらさを知っている。すべての人が尊重され、個性と能力を発揮して生きることのできる社会の実現こそ私たちの願いである。そして、私たちはこれまでの苦しみを過去のものとして忘れさることなく、よりよい社会を実現するために活かしていきたい。

吃音者宣言、それはどもりながらもたくましく生き、すべての人びとと連帯していこうという私たち吃音者の叫びであり、願いであり、自らの決意である。

私たちは今こそ、私たちが吃音者であることをここに宣言する。

全国言友会連絡協議会

昭和51年5月1日 言友会創立10周年記念大会にて採決

注53 * この文章は原文を活かすために、本文中の記号（< >・{ }・“ ”）に沿った校正はしていません。言葉とかも以前使ったままです。口語体への変換もしていません。

注54 * 原文では、「どもり！」の箇所は、単に どもり となっていました。

注55 * 『吃屹 10号』『ADA法に寄せて』

(補追) アメリカ先住民のある部族の話

本文の(一)注3で「アメリカ先住民のある部族に吃音に相当する言葉がない」という通説が崩れたということを書きました。

この通説はわたしの論形成に重要なヒントとなった経過があり、その通説が崩れたことによって、わたしの論自体に疑問を抱く読者が出てくることも考えられますので、ここでもう少しコメントしておきます。

そもそも、わたし自身が、この通説がどこまで援用しえるか疑問をもっていました。「ある」ということの証明は比較的容易ですが、「ない」という証明は難しいからです。ですから、最初は注意深く、「もしこの通説が事実とすれば」という話として持ち出していました。そして、この通説の原典に一度当たる必要をも感じ続けていました。

つい最近(93年)、アメリカを旅行した言友会の会員のひとが、現地の吃音研究者から聞いた話として、この通説が崩れているという話を教えてくれました。不注意なわたしはまたもや詳しい話を聞き落としたのですが(注56)、さほどの驚きはありませんでした。「吃音も他の障害と同じように異化により大きな普遍性をもっているのだなあ!」というような感想をもっていました。

先述したように、わたしの差異論を巡る論考に、この通説が重要なヒントとしてあり、出発点でもあったのですが、唯一の根拠というわけでもありませんでした。海外青年協力隊員としてサモアに行った吃音者に、「サモアに吃音者問題があるのか?」と問いかけ、「あるはずがない」という返答があったという経験がありました。彼が、吃音の矯正ということに執着し続けている人だからこそ、尚更その言のもつ意味は大きいとも言えます。また、『吃屹10号』に書いた『みんなが手話で話した島』の話—その島では聴障者が多く、みんなが手話を覚え、健聴者同士が話をする時も手話で話をする時があったので、<聞こえない>ということがあまり異化せず、障害としてとらえられない状況があった。—もわたしの論補強に取り込みました。

更に、わたしたちは{障害}をスティグマ(負の烙印を押されたアイデンティティ)としてとらえる社会的通念が、反転させる様々な事例を示し得ます。

交通事故に遭った競歩の選手が、自分が皆から支えられていることを知って、「交通事故にあったことは必ずしも否定的なことではなかった」という趣旨のコメントを(テレビで)していました。『吃コミ』(注⑩)で紹介された「パッチンしておばあちゃん」もそのような話です。以前『吃屹12号』の「障害—病気の負価値性について」で紹介したマーガレット・バーク・ホワイトの次の話も同様です。

先日テレビで、マーガレット・バーク・ホワイトという写真家のドキュメントを扱っていた。「人の写真を撮るとは人の命を取ることだ」、というような写真を撮っていた彼女は、パーキンソン病に遭う中で、自らを被写体として投げ出し、「この病気にかかったことを、もし消せるとしても消しはしない。……この病気はことばで言い尽くせないかたちで、私を他の人達に近づけてくれたのです。」という言葉を残して

逝った。

わたしの論考は、異化しない場合がある、反転する場合があるということの事例を挙げるにとどまらず、そもそも何故異化するのかという問いかけに進みました。

障害者規定において、「できるーできない」ということが基底にあります。しかし、そもそも、一つの「できるーできない」という問題がなぜ問題になるのか？ この問いかけがなしうるはずです。

そのような問いかけをすると、「車椅子の障害者は自分の足で歩きたいと思うし、障害者でなくても、例えば百m走で少しでも早く走りたいと思うのが自然の感情だ」といった類いの切り返しが出て来ます。また、聴覚障害者と交流している聴者が「一度でよいから聴障者に音楽を聞かせてあげたい」とか発言する場面、視覚障害者にも「一度でよいから素晴らしい風景をみせてあげたい」などという発言する場面に出会ったこともあります。

これらのことは、障害者運動の中で「健全者幻想」と呼ばれてきたことです。中途障害者であればまだしも理解できなくはないのですが、そもそも聞こえる（見る）ことがどういふことか生まれた時から経験していないひとは、音楽を聞きたい（風景を見たい）という思いを（自然に）もつでしょうか？ サリドマイドの障害者に「手がなくて不便を感じたことがありますか？」というアンケートをした時に、3分の2のひと達が、「感じたことがない」と答えたという話があります（『障害者は今』）。後の3分の1のひとたちと同じように、もし「健全者」と同じような思いにとらわれているとしたら、それは（ひとは当然〇〇という願望があるものだという）「健全者幻想」の押し付けー「健全者幻想」への障害者の刷り込まれにすぎません。百m走で、「できるならば少しでも早く走りたい」という思いに、ほとんどの人がとらわれているかも知れません。それは学校の授業などで必ずと言える位、徒歩競走を経験しその中でサンクション（賞罰）を経験しているからです。サンクションがどのようなところで働くのか？ 分かり易く言えば、どのような、「できるーできない」が問題になるのでしょうか？ 例えば、釣り、これに関しては皆が漁師になっていく漁村でもないかぎり、皆が「うまく魚を釣りたいものだ」という意識にはとらわれていません。そもそも、何故「どちらが巧いか」という比較が生まれるのでしょうか？ 以前『ふれあい』の最初の号にわたしが書いた文があります。

例えば、「ピカソとモジリアニとルノアールは誰が一番優れているか？」と問いかけられたら、どう答えるでしょうか？ ある人は、「そんな問いかけ自体が間違っている。個人的に誰が好きかということなら訳が分かるが…」と答え、更に「ピカソにはピカソの良さがあり、モジリアニにはモジリアニの良さがあり、ルノアールにはルノアールの良さがある。そのような比較をすること自体が間違っている。」と答えるでしょう。もっと言えば、「ピカソとモジリアニとルノアールで写実性においてもっとも優れているのは誰か？」という問いが発せられたら、何と答えるでしょうか？ 「君は何という質問をするのだ！」としか言いようがないと思います。

これは、芸術的と言われることに端的に示されることです。この文を以前書いた時に、「芸術的なことは特別なことだ」という反論が返ってきました。「趣味的なこと」「芸術的なこと」では、比較のようなことが起こりにくいようです。では一体どのようなことで比較がおき、どのようなところで、「できるーできない」が問題になっているのでしょうか？なぜそのような区別が起きてくるのでしょうか？

すべてのできるーできないが同レベルで異化しません。「介助を必要とする障害者」が、一人で食事ができないということと、車イスの障害者の立場で色々提言できるということは同じレベルで異化しません（だからこそ差別が起きます）。

それは労働・家事・私的営為が分離する中で、労働に関すること、労働力の価値に関するものに、その労働力の価値に関してより密接であればあるほど、また標準的人間像からの偏差値が大きければ大きいほど、「できるーできない」が問題になっているのではないのでしょうか？（偏見の問題も含めて）

話のまとめに入ります。「アメリカ先住民のある部族の話」で問題になっていたのは、吃音が異化しない場合があるか否かということであり、そのことはひいては、将来的にそのような社会を作り得るか否かという問題なのです。このような問いかけをすると、多くのひとは「何を言っているのだ！」という反応しか返しません。わたしたちは自分たちのいる社会の価値観ー考え方を超歴史的、超社会的なものとしてとらえ、そのような異化が起きるのが当然としているのですが、そもそも問題の立て方は、何故異化するのか、その異化する構造をとらえるということからたてられるはずです。このことについては、本文中の主題として色々かきつらねたことです。根気強く読んでもらったひとには、幾分なりとも理解してもらえたのではと、願望も含めた思いを抱いています。更なる突き詰めを、もっと分かりやすく、折々の機会になしていきたいと思っています。

注 56 実は、「アメリカ先住民のある部族に‘どもり’に相当する言葉がない」と書いたひとが、聞き取りをした時に、何故「ない」という結論に達したのかも、重要な問題になります。人口が減って、吃音者が出なくなっていて、その言葉が埋もれてしまったのでしょうか？ そのことは、吃音者の出現率が低いということを意味するのでしょうか？ また、聞き取りに答えたひと達が嘘をついたのではない限り、その言葉はあるけれど、知らないひとがいるー多いという可能性も考えなければなりません。色々な仮説を机上で推測してもし方がないことなので、この論考は後日に期します。

注⑩ 『吃音とコミュニケーション』の略称。これは、以前の全言連の会報。

（あとがき）

第3版を出すに当たって、編集作業の中で、改めて読み直していました。何と行きつ戻りつ論を展開していることか、でもその中で、わたしの論の原型というようなことをま

とめる作業になっていたのだと、改めて確認していました。

この文章を最初書いていた頃、既に最初から言友会との方向性の違いを感じ、例会の受け付けの席に座って、殆ど発言もせぬまま、東京都の委託事業である吃音者講習会の講習生や会員のひとたちの話を聞いていました。そして、色んなひとと時には徹夜しながら議論し、その中で自分の考えをまとめながら、この書下ろしの文を入れたわたしの個人誌（『ふれあい』）を何人かのひとたちに渡していました。その渡せる人数も、号を重ねるにしたがって段々減っていきました。

丁度、この文を書いている頃、わたしが認識論的に多大な影響を受けた廣松渉さんの本を読み込んでいるときで、その学習と並行しつつ、わたしの論形成を進めて行きました。この文の原型はまさに習作とも言える文です。今回改訂版を出すに当たり「廣松物象化論の援用」という副題を考えました。結局、そこまで出すと「牛頭を掲げて狗肉を売る」になると思い、副題はつけませんでした。そもそも、廣松物象化論にどこまでちゃんと繋がっているか、むしろ連結しえていない大きな欠落した輪があちこちにあるというようなことを感じています。

ただ、廣松理論を知るひとには、どのような志向性をもっているかということは何とか読み取って貰えるのではないかと思います。勿論、とても繋がりが得ていないという批判もあるでしょうが、・・・。

この文の初版が、わたしにとって公にした初めてのまとまった文でした。それから、個人誌の形態を何度も変えながら、「反差別序説草稿」を書き、「障害者反差別論序説」へと進んでいきました。この3つの文が、わたしの3部作ともいえるもので、3版の序にも書いたように、「障害者反差別論序説」を書き上げた際に、余りにも誤字脱字の多い2版の校正をしておきたいということで、3版の編集に取り掛かりました。

「ノート」的な文で、何をいまさらという思いも抱きつづけているのですが、少なくとも何を問題にしようとしているのかを、読み取って貰えればという思いで、編集の作業をやりきりました。

ノートから、ちゃんと他者との対話をしえる文を書いていくこと、また色んな協同作業をしていくこと、そこから運動生み出していくこと、そのような思いで書き続けているのですが、いずれも未だ果たしていません。

吃音学的な勉強もほとんどなせぬままになっています。一度内在しつつ、吃音学批判の文を書きたいという思いもありますが、わたしがやろうとしているのは、吃音学によってたつ、「吃音学の現象論・因論・治療論的三位一体性」（矢野さんの言）そのものの批判であるというところで、未だ吃音学に内在した研究はネグレクトしつつづけています。また、色んなひととの対話をなしつつも、ちゃんと最後まで徹底的に議論しあうということを果たせていません。とりわけ、刺激を受けた『吃音の本質』の著者矢野武貞さんとの議論を未だ整理できぬまま、この文の中に活かせませんでした。今回の改訂版を出すにあたり、彼との議論途中の文を転載しました。わたし自身の書いた本文との齟齬をきたしているという思いも

ありますが、あえてそのまま掲載します。

色んなひととの出会いがあり、色んな形で色んなことを学ばせてもらいました。貰うばかりで、ほとんど何も返せぬままになっています。

まだ、言友会とは細々とつながっています。ただ、つい最近「最後の提起」になるかもしれないという思いで、働きかけをしています。そのことが、この文の編集作業をする契機にもなりました。

吃音者の仲間への思いは途絶えたわけではありません。ただ、どのように提起していけばよいのか、余りにも大きな溝に立ち尽くしています。

わたしはわたしの道を行くしかない、その中でいつか何処かで交叉し、合流しえればと願っています。

(付録)

「吃音の素因論」批判―矢野「吃音」理論の意義の再確認と新しい展開のための一試論―
(はじめに)

最近、「吃音」研究では素因論が再び出てきています。その背景には、不況の中でリストラ的なことが広がり「吃音者」への抑圧が大きくなってきていることがあるのですが、アメリカなどに端的に現れるように、自己責任の論理の中で、その抑圧から逃れようと「吃音者」自身が素因論に逃げ道を見出そうということがあるのかもしれない。そこにあるのは、差別の形態変化だけで、素因論というのは、逆に排除型の差別が大きくなることしか意味しないのですが、……。そういうことも含めて、わたしは素因論批判を、その一つの現われとしての「吃音の遺伝子研究」の批判としてやっていました。その中で、そもそも「吃音」の素因論自体の矛盾を考えていました。『「吃音」の本質』の著者の矢野さんと交流があり、その問題をちょっと話しているときに、矢野さんから、「そもそも吃音とは何かということを考えたら素因論などというのは問題にならない理論だ、かのヴァンライパーが、何故、繰り返し素因論が出てくるのか、嘆いていたのだけど、何故にその様な間違いを繰り返すのか」という「吃音」研究の理論の貧困の嘆きがありました。わたし自身、そのことに幾分か共鳴しつつも、矢野理論をちゃんとつかめないままに、まだ曖昧模糊なまま、とりあえず、矢野理論を援用し得ないままに、「吃音」理論にふれないままに、遺伝子研究批判の文を書いてしまいました。

わたしにとって、矢野理論との出会いは、言友会との接触以前のことでした。やっとな、「吃音の否定性」からぬけだそうとしていたときで、「吃音」関係の本を何冊か数少ないまでも読み始めた頃の出会で、すごい新鮮さを持って読みました。ひとつは、今まで、「吃音」について分からなかったことが、いっきに開けたような思いがありました。例えば「一次性的吃音」と「二次性的吃音」を分けた上で、二次性的「吃音を吃るまいとして吃る行為」としてとらえていたこと、意識と身体の乖離ということで「吃音」をとらえていたこと、話そうという行為の中断ではなく、話行為の中で起きていることなど。「吃音」の高次

化という価値ニュートラルなとらえ方をしている、言語規範の逸脱としてとらえていることなど。そこで、言語規範ということ自体を問題にしていけば、「吃音」の否定性から逃れえる道が見出せたことなどです。そして、その理論にいくつか共鳴しえる点がありました。

その後、あるひとの紹介で矢野さんとの出会いがあり、矢野さんが、会との接触の中で、再び文を書き、往復書簡という形で色々議論をしてきました。その中で、どうしても理解できない点がある、というより、何かミッションリングのようなことがある、もしくはボタンのかけ違いのようなことがあるのではという思いを抱いていました。その往復書簡という形でのやりとりは結局、中断してしまっただけですが、今回わたしが遺伝子研究批判で文を書いているときに、丁度矢野さんが再び、文を書き始めることがあり、わたしの中でもやもやしていたものが、やっとつかみかけているような思いをしています。

わたしにとって、吃音理論というのは、文字通り蛇足なのですが、それでも素因論批判の中で、矢野理論を援用しようとして、起きてくる思いを、「プロテクロスのベット」と批判されようが、そもそも価値中立的な研究などありえないという反批判(居直り?)の下に、「吃音の否定性」の否定という志向性にマッチングしえたこととして、書きおきたいと思えます。

一つ断り書きをしておかねばならないのは、わたしは「吃音」理論については基本的文献もちゃんと読んでいません。むしろ、そのような学習が蛇足的なこととして居直り続けていました。研究者の態度としては、ちゃんと文献も読まないで語ること自体が、あるまじき行為なのでしょうが、そもそもわたしは「吃音」研究者ではないし、それに研究者だからとらえきれないことが、「素人」として分かるという問題があるだろうし、他のところで培ったそれなりの訓練というものが活かせることもありえるのではというところで、「素人談義」として批判されることは十分承知の上で書き綴ります。更に、矢野さんの理論に触れるとはいえ、わたしがどこまで矢野理論を理解しているか、それは心もとないものがあり、矢野さん自身から批判されることは承知の上で、対話を求めての文として書き始めます。どこまでが矢野理論かどこまでがわたしの解釈かはっきり分けぬまま、間違いがあればわたしの責任で、何か得るものがあるとすれば、ほとんど矢野さんの成果ということで、ということで、了解ください。

(1) 吃ることは楽である

(イ) 誰でもどもることができる

矢野理論はまず、非「吃音者」も吃るということに注目し、そこから彼の分析を始めます。いわば誰でも吃ることができる、という問題です。昔、言友会から出したパンフに、「誰でも吃音者にすることができる」という反語的なフレーズがありますが、「吃音的話行為」を身につけないで話すことは誰でもできないけれど、「吃音的話行為」は誰にでもできるということがあります。「ヴァンライパーの随意吃」ということがあります。「吃音を治す・軽くする方法」としてとりあえず意識的に吃ってみることから、始めようということ

で、ヴァンライパーという自らも「吃音者」であったという「吃音」研究者が用いた方法です。ある種、精神的な抵抗感があって、やりにくいことはあるにせよ、「吃音者」も含めて誰でも吃ることができます。

もうひとつ、「二次性の吃音」の胸が詰まるようなしんどさというところに注目が集まり、肝心なことが抜け落ちているのですが、「一次性的吃音」においては、吃ることは楽な行為であるという考え方もできます。それは、高次化されなかった連発性のきれいな「吃音者」の存在にみてとれるし、緊張していると吃らないけれど、親しいひとのまえでリラックスしているとむしろ吃るひともいるということにもそれは示しえます。それを例外的なこととしてスポイルしてしまったがゆえに、吃音ということがとらえられなくなったのではないのでしょうか？

(ロ) 幼児の喃語

何故楽なのかということを考えてとき、思い当たるのは、幼児の喃語です。子どもが言葉をしゃべり始めるとき、決まってそれは連続音です。ママ、パパ、マンマ、ブーブー、ニャンニャン、ワンワン、……。決して、マパとかいう単語にはならない。要するに、そのほうが楽に言葉を発することができるのです。

それは球技を考えると、思い当たります。サッカーで、相手に向かってボールを蹴る方が、シュートのときに、相手にボールを取られないように枠の中に入れるよりも簡単です。以前、吃音について話していたときに、吃音とホームランボールを投げてはいけないと思いつつも、魅入られるようにそこに投げてしまうような行為を類比する話が出ていました。それはいわば「二次性的吃音」なのですが、「一次性的吃音」としては、相手に目掛けてボールを蹴る方が相手にボールをとられないようにシュートするよりも楽であるという例で示しえます。

(ハ) 手話の「吃音」

以前手話の勉強を始めたころに、同じくらいに手話を学び始めた「吃音」研究者がいて、「手話にも吃音があるのを知っていますか？」訊かれたことがあり、そのときは即座に「吃音は音声言語で現れることで、そんなことがありうるはずかない」と応えたのですが、実際手話を続けているうちに、手話にも「吃音」のようなことがあり、それを手話ネームにしている有名なひとが居ること、そして、自分自身も手話においても「吃音」的なことを経験していくことがありました。更に言えば、わたしの手話の先生が、「吃音」的な手話を使うことがあり、それをてっきり正式な手話として覚え込んでいて、しばらくしてから、その「間違いを」を指摘されたことがあります。それは、「名前」という手話で、左手五指を掌を前にして開いて胸の前で垂直に立て、その掌に右手親指を当てるという手話なのですが、それを二度あてるというようにしていました。一度でいいのに何故二度あてるのという指摘を受けたのですが、それはその手話の先生がそういうように使っていたのです。その先生に、「何故？」と訊いたら、「癖のようになっている」という話でした。今思うに、そのほうがリズムカルなのです。音声言語とあわせてその手話を現すときにリズムカルに

なるのです。いわば音声言語でも連続音というのは、リズムカルで楽なのです。それは幼児の喃語にも通じることではないかと思えます。

(二) ホッテントット

アフリカの先住民でコインコイン族（「コインコイン」とは「人間」という意味）といわれる部族があり、その言語自体「吃音的話行為」的であり、オランダから来た移民（アフリカーナと呼ばれます）がオランダ語で、「食べるひと」という意味の「ホッテントット」と名づけたという話を中学の地理の時間に教わりました。そのとき、みんながわたしの方を見て笑ったということではっきり覚えているのですが、……。矢野さんによると、これは吃音的話行為というよりも、通常吐く息に乗せて音を出すのに、吸う息で音を出そうとするので、かのアフリカーナが吃音的話行為のようにとらえたという話です。わたしが問題にしているのは、英語の **the** の発音もそうですが、他の文化圏からすると「不自然な」話行為がその文化圏では違和なく存在しえるということです。吃音的話行為そのものも、言語規範への逸脱や失敗などではなく、そのようなこととして存在しえる可能性をそこで指摘できます。

(ホ) 「吃音」の回避方法

さて、「ヴァンライパーの随意吃」の話を出しましたが、これは「高次化した吃音」に置いて、言葉が出ないときの、言葉を出そうとするときの試みにも通じることです。わたし自身、自然に身につけた言葉を出す方法、一般に「吃音の回避方法」として取ってしまっている方法が二つあります。ひとつは、例えば「オレンジジュース」というとき、内語的に「オ、オ、オ」と発しておいて「オレンジジュース」とつなげることです。もうひとつは、鯉のように口をパクパクさせておいてから、言葉を出して行くことです。いずれも、発せられる最初の音が口形の無理な移行のために曖昧になり、聞き取りにくくなるようで、「構音障害」的になっています。後者は、巣立ちの前の幼鳥の羽ばたきに似ていることではないかと思えます。鳥が空を飛へるということは驚異的なことなのでしょうが、言葉を出して行くこともそれほどの不思議さがあることなのではないでしょうか？ 兎も角、この回避方法というのは、そして「ヴァンライパーの随意吃」ということは、連続音というのが発しやすいということから来ているのではと思えます。

(2) どのようにして言葉を習得するのか？

聴児の場合、特別の訓練を受けるわけではなく、親や周りの働きかけの中で、「自然に」話すようになって行くことが多いようです。その過程はどのようなこととしてあるのでしょうか？ その過程が実は複雑だというのは、「聴覚障害児」の発語訓練ということに一端をとらえられます。それは、まさに教師、親、本人の格闘となります。語幣を生みそうなので書き添えて置きますが、「聴覚障害児」の場合（「聴児」の場合もそれはできます）、手話で語りかけると、丁度「聴児」が、音声言語を学ぶように、「自然に」習得していきます。

逆に言うと、「聴児」の場合も、発語訓練を受けて言語を習得していく場合なら、「吃音

的「話行為の習得」が無自覚的に起きるのでしょうか？

「自閉症」と規定される言葉の少ない子どもの言語の習得においてよくみられる、オーム返しのなやりとりというの、一般的な言語の習得における大切なことと指摘できます。また、例えば腹話術のように、通常の口形をとらないで、訓練し発語していく場合、そこに吃音的なことはあらわれるのでしょうか？

(3) 「吃音」は言い間違い？

(へ) 言語規範はどこから降って湧いてくるのか？

さて、矢野理論の現在のキータームとなっているのは、「言い間違いと修復としての吃音」というとらえ方です。このところがどうしても分からないのです。これが、矢野理論のミッションリングとわたしがとらえているところです。矢野理論によると言語規範を既に習得してから発話するとなります。言語規範を身につけているひとが吃り始める場合は、このことは当てはまります。ところが、「吃音」がむしろ幼児期に始まるということであれば、この問題はなぞに包まれます。おそらく、こう言おうとして、別の言い方をしてしまったというところで、言い間違いというとらえ方になっているのかもしれませんが、二つの指摘ができます。ひとつは、そんなに厳密にこう言おうと意識してひとははなしていないということ、とりわけ幼児はそうでないでしょうか？ もうひとつは、「吃音」的言語環境がある場合、そもそも、こう話さねばならないー「吃音的話行為」をなしてはならないという言語規範が働かない可能性があるからです。その言語規範はどこから降って湧いてくるのか「チョムスキーの自然文法」というのがあるそうですが、そのようなことを設定しない限り、その回答は出てきません。言語学的に言えば、どうも「チョムスキーの自然文法」というのは批判的にとらえられているようですし、わたしも言語規範というのは、共同主観性の問題であって、自然的にとらえるのは、(それこそ物象化というところで、) おかしいとその問題をとらえています。

(ト) 思いの外、失敗するー思いの外、うまくいく

矢野さんは、『「吃音」の本質』のときから、身体と意識の乖離という問題を取りあげ、乖離を間違い、更には失敗としてつなげているようですが、間違いというときには、すでに言語規範を身につけている必要があり、その言語規範がどこから来たのかが問題になります。確かに、こう言おうとして違う言い方をしてしまったというときには、そこに乖離があるには違いないのですが、そんなにはっきりといつも言い間違えた意識するのでしょうか、更にそれを失敗としてとらえるときには、そこにサンクションの存在を考えざるをえません。

わたしは子どもに接する機会は少ないのですが、それでもいくらかなりとも接しているときに、子どもが言い間違えをしたときに、周りがそれを笑ったりしたときに、ケースバイケースですが、落ち込んで泣き出したりする子どももいれば、笑ったことを子どもなりに「受けた」と思って、今度はわざとその言い間違いを繰り返し、周りが何度も笑う、子

どもは何度もそのことを繰り返し、そのうちに「もういい加減にやめなさい」と親からたしなめられるという場面があります（その言い間違いが何だったのかをもう記憶していませんが、例えば、「なのだ」を「なのら」といい間違えたとき）。

「吃り」に対するバラエティ番組などの笑いなども、依然忌々しく思っていて、何度か抗議をしようかとさえ、思っていたのですが、言い間違いが、笑いを誘うー「受ける」・「笑いを取る」ということの類なのだと最近やっとなつかめました。もちろん「吃音者」が吃っても、自らがピエロ的に演じていない限り、人権意識なりが存在するところでは、笑うことは差別として、逆に笑った側がサンクションを受ける場合があるのですが、非「吃音者」が偶発的に吃ることは、「おいしい」ところをもたらしたことから、むしろ笑いを取る種になります。これは失敗でなくて、思わず受けてしまったということなのだと言えます。

こういうことが成立するのは、こう言おうとして、言い間違えてそうやってしまったというとらえ返しがひとの意識の中に存在するゆえなのだと思います。

これは認識論の問題でも出てくるのですが、例えば、ひとが遠くに居るとき、その大きさがマッチ棒の大きさにしか見えなくても、そのひとがマッチ棒の大きさの人だと思いません。ひとの視覚がパースペクティブ（遠近法的）になっていて、その視覚でその対象を、その以外のもの、それ以上のものとしてとらえているからです。音声言語についても、その言っていることを、それ以上のもの、それ以外のものとしてとらえているわけで、そこでコミュニケーションが成立していくわけです。だから、矢野さんが「イマーゴ」の論文の中でも書いているように、言い間違いが、単なる間違いなのではなくて、成功でもあるわけです。むしろ、その成功でもあるということにおいて、「吃音的話行為」を身につけてしまうことがあるのかもしれませんが。文字通り失敗だったら、「吃音的話行為」は習得できないのではないかなどと思っているのですが、・・・。

（チ）「吃音」的言語環境

さて、言い間違いというとらえ方自体を問題にして見ます。そもそも、言い間違いというとき、こう言おうとして、違う言い方をしてしまったというときに成立するのですが、「吃音」的言語環境がある場合、むしろ、「吃音的話行為」を言語規範として習得してしまう可能性があります。こう言おうということの範疇に、「吃音的話行為」的話し方がある可能性があり、この場合、言い間違いという論理が成立しなくなります。

（リ）当事者意識と第三者意識

わたしは、言語規範が成立した後の、はっきり意識して離す場面での言い間違いという論理と、言語規範が確立する以前の、もしくは、さほどはっきり意識しないで話している状況というのを一応分けて考えています。意識しないで話しているという場面は、いわゆる「オーム返し」のような反応も含まれます。例えば、「お母さんは〇〇されますか」とか訊かれて「はいされます」というような答えをするときが多々あります。そしてこのような場合、笑われても何のことも本人が分からない。要するに自分が何を話しているか厳密に意識しないで話している場面では、言い間違いという意識が働くのかどうかを問題にし

ているわけです。ここでは、当事者意識としては、意識しないで話している、もしくは、成功と思う可能性、そこに第三者意識としての失敗一言語規範に反するとしてサンクションがかなり初期の場面から働くことがあるかと思えます。ただ、サンクションが働く以前の、もしくは働かない場面での「吃音」ということがあるわけで、そこで言い間違い―修復というような概念を持ち出すのは、間違いではないかと思えるのです。

もっと言えば、「吃音」自体、流暢性の言語障害といわれますし、「吃音」の発生原初の偶発的「吃音」も「ノーマルディスフルエンシィ-正常な非流暢性」と呼ばれるのですが、言語規範が取り込まれる以前の吃音においては、むしろ当事者意識としてはつまづきとか、失敗とか、非流暢という意識さえ（「もの」とはいえないこと）存在したのでしょうか？ むしろ当事者意識としては、流暢であらんがために第三者的には「吃音的話行為」ととられる行為をなしていた、とも言えるのではないかと思えるのです。

（４）どのようにして吃るのか

では、なぜ、どのようにして非「吃音者」も含めて「吃音」が何故起きるのでしょうか？

それは幼児の喃語にみられるように連続音が出しやすいということ、裏を返せば口形を変えらるることのほうに難しいということから来るのではといえます。その難しさにおいて、移行ができないならそのまま続けるしかない、ということにおいて「吃音」が起きるのだと言えるのではないのでしょうか？

そこにおいて、もうひとつ「吃音」における常識というようなことを一つ疑ってみる必要性があります。というのは、「吃音」において、第一音の困難性ということにばかり注目されているのですが、「難発性」においてはそういうことが言えるにしろ、「一次性的吃音」においては、むしろ第一音と第二音のつながりの困難性からおきるのではないかという仮説を立ててみます。これはわたし自身の体験なのですが、よく、「吃音者」一般に自分に出にくい音があつて、それを意識し、逆に意識する余りその音が余計出にくくなるということがあります。そのようなことを知っているがゆえに、わたしの無自覚的な「吃音の回避行動」として、そのようなことを意識しないということをやっていました。でも、それなりに、予感というようなことがあり、出にくそうだということを感じていることがあります。第一音として何かというより、次の第二音との関係で出にくいようだという予感があるようなのです。これはもちろん「難発性の吃音」に関することなのですが、そもそもは「一次性的吃音」において、そういうことがあり、「吃るまいとして吃る」という「二次性的吃音」において第一音自体が出にくくなるということではないか、という仮説を立てています。

言葉を覚え始めの頃に「吃音的話行為」を習得するというのは、喃語的連続音から、非連続的な移行過程における、口形移行のむずかしさから（発語は口形だけでなく、息の出し方、舌の使い方、その他の連携の中で行われるのですが、ここではとりあえず、口形だけを問題にして置きます）、喃語的引きずりとして容易に「吃音的話行為」をしてしまうと

ということがあるのではないかといえます。もちろん最初は無自覚的に失敗という意識もなしにです。

初期言語獲得時以外の「吃音的話行為」の習得というのは、勿論、発語の修正として連続音が楽だということを内在しつつも、既にある言語規範への逸脱というサンクションにさらされたゆえの、矢野さんの指摘する失敗—修復という過程での「吃音的話行為」の習得なのでは、言語規範習得以前(厳密に言えば「吃音的話行為」を言語規範からの逸脱とする「言語規範獲得以前」と言う意味です。言葉を獲得するというのは、同時に言語規範も習得していくことですから)にも、「吃音的話行為」はあるという事実を押さえておく必要があると思います。

(5) 何故、「吃音的話行為」を習得するひとと一過的なひとがいるのか？

(ル) 何故、「吃音的話行為」を習得するひとと一過的なひとがいるのか？

さて、「吃音的話行為」はほとんどのひとが経験しているのではないのでしょうか？ 問題は、ある人は、「吃音的話行為」を習得し、あるひとは、あくまで、一過的な体験として通り過ぎていく、どうしてそのような違いが起きるのかという問題です。

ひとつは、習得者は喃語的引きずられをより多くもつということがあるかもしれません。でも、それだけでは偶発的「吃音的話行為」の頻度が大きいというだけです。それが常習的に習得するというとき、いわば言語の習得がかなり無自覚におこなわれることにおいて、方言を習得するように、「吃音的話行為」の連続音が楽だからそれを習得するということがあるといえるのではないかと思います。もうひとつ、常習化という場合や「吃音の高次化」と言う場合、サンクションの問題を考えざるをえません。

(ヲ) 「吃音の高次化」とサンクション

サンクションは、言語の習得自体が通じる・通じないというレベルのサンクション抜きには存在し得ないわけで、かなり初期から働くとも押さえられます。ゆえに、「一次性的吃音」「二次性的吃音」と原理的に分けても、かなり「二次性的吃音」が「一次性的吃音」に食い込んでいくことが考えられます。わたしは「一次性的吃音・二次性的吃音」と言う分け方は、連発性と難発性という形態で分けるのではなく、ほぼそれと重なるのですが、言語規範を取り入れていない、まだ吃ってはいけないという意識が希薄な「吃音」と言語規範を取り入れた、吃ってはいけないという意識をもった「吃音」という区別立てた定義をすべきではないかと考えています。サンクションというのは勿論、言葉による制止や否定的な働きかけのみならず、眉の上げ下げによってももたらせます。ジョンソンの診断起因説は、確かに偶発的な吃音、そしてサンクションを受ける以前の常習化ということを押さえ切れていないという批判にさらされますが、「吃音の高次化」におけるサンクションの意味ということでは、再評価しえることではないかとも言えます。

サンクションというのは、大方過多のサンクションとして「吃音者」にとっては「吃音の高次化」をもたらすのですが、別の面からもとらえられます。親が「吃音者」で「吃音」

的言語環境を与える場合、今ある社会の言語規範は働かず別の言語規範を与えてしまうという意味での「サンクションの過少」という問題です。もちろん、そこで、わたしはちゃんとサンクションを働かせるべきだといっているのではありません。そもそも「吃音の否定性」における言語規範とは何かという問いかけを、「吃音の否定性」の否定というところで、わたしはしてきましたし、しています。

(ワ) 習得した「吃音的話行為」を捨てさろうという努力における困難さ

これまで述べてきたことはいわば学習説的な内容ですが、一般に学習したこと、そして、癖のようなことは、訓練することによって捨て去ることはそれなりにできることです。何故、「吃音」においては、それがむずかしいのでしょうか？

それは「二次性の吃音」が「食べるまいとして食べる行為」としてあることによります。ゆえに、「吃音」をなくそうとすれば、食べるまいという意識を持たないことが必要になります。ですが、「吃音」は「吃音的話行為」を習得したという性格、いわば癖をもったということがあり、その癖をなくすのは、その癖を意識し失くそうとする努力が必要になります。これは相矛盾する行為になります。「吃音者」がある程度の年齢になって「軽くなる」というのは、失くそうという努力をあきらめるところからくることを見れば、こちらのほうがウェイトが大きいのでしょうか？

よく、自分自身が「吃音体験者」で、「その克服法をみつけたので、伝授しよう」と、言友会に来る人がいるのですが、一般化された克服法なるものは定式化されていません。わたしは、「吃音の否定性」に繋がるので、余りこの例を持ち出したくないのですが、あり地獄に落ちたありのたとえを持ち出します。もがいてもがいても空回りしていく、そこから脱するのは、落ち葉のようなものが落ちてそれに乗ってたまたま脱しただけだと。

(6) 素因論批判

さて、話を素因論批判につなげます。素因論の二大潮流は、「脳の中の差異」と「遺伝子の差異」で、そのような研究が進められている、進められようとしているようです。

前に名前と言う手話の二度打ちの話をしました。そこで、二度打つ人には、一度打つひとと脳の中に違いがあるはずだとか、遺伝子の違いがあるはずだとか言ったら、どういう反応が返ってくるのでしょうか？ 笑い話の種にしかありません。

最近脳の中の「障害」ということが他の「障害者」でも語られています。不勉強なだけかもしれませんが、納得のいくような話に出会ったことがありません。何か違いがあるはずだという類の話です。それに、もし違いがあったとしても、それが原因で「障害」がでてきたのか、「症状」が出てくる中で相作的に脳の中にも変化が出ているのかをごちゃ混ぜにしているのではないかと思います。例えば、脳の中に変化がおきたからこれこれの状態になるというだけでなく、リハビリをすることによって脳の中に変化が起きるという事例が出ていたという文を読んだことがあります。要するに素因論というのは、因果論的世界観の中で出てきているのですが、それが批判のまな板にあげられ、相作論的世界観にパラ

ダイム転換(基本的考えの枠組みの転換)されている場合があります。そのような観点からすると素因論というのは、古い考え方の枠組みとして捨て去られることです。

二つの潮流だけでなく他の素因論についても批判しえます。例えば、「吃音者はアドレナリンの分泌が多いから吃音者になるのだ」という仮説を立てたとします。膨大な資料を集めて、何パーセントか非「吃音者」に比べて多いというデータが出る可能性はあると思います。ですが、それは「吃音者」がサンクションを受ける中で、より多くの緊張にさらされるということから起きるといことが考えられるからです。「吃音」のパソナリティ起因説なるものも、「吃音者」がサンクションを受ける中で獲得していく性格と、「従来の性格」をごちゃ混ぜにしていると批判され、今捨て去られています。

そもそも素因論と言うのは、「吃音」のメカニズムをとらえる作業をサボタージュしたところで何か思い込みのようなところで、きっとあるにちがいないと原因を求めることによって生み出されているのですが、「吃音」のメカニズムをとらえていくと、矢野さんが指摘しているように「そんなことはありえるはずかない」と捨て去れることではないかと思えます。

さて、もうひとつここで押さえておかねばならないことは、「脳性まひの障害者」の「言語の流暢性の障害」から、「脳の中の障害」説が出されることです。ですが、これもわたしが前述した口形移行の困難さで、構音において「困難」があれば、口形移行にも「困難」があるというところで、起きやすいといえるだけで、「吃音」のメカニズム自体には関係ないことです。それは「吃音」的言語環境があれば習得しやすいということと同じレベルの話です。

(7) まとめ

矢野理論は学習説の範疇に入ると思えます(矢野さん自身「広い意味ではそういえるだろう」と応答してくれています)。今日、「吃音学」において、「吃音学」自体が理論の貧困状態なのですが、その上になおさら学習説はほとんど振り返られていません。なぜかというと、学習というのは学習を重ねることによって、うまくいくということを前提にしているからです。「二次性の吃音」は「食べるまいとして食べる行為」として規定されます。これは、学習が効かないと言う事、学習が逆に作用していることを意味します。そもそも、「一次性的吃音」と「二次性的吃音」というように分けたという意味は、「一次性的吃音」においては学習ということで、「二次性的吃音」においては別のメカニズムが働くという分け方がそこにあつたのではないかとわたしは考えています。ところが、矢野理論は最初立てた区別が曖昧になって行きます。それは言語規範とそれに基づくサンクションがどこから働くのかということが曖昧になっているからです。結局矢野さんは、言語規範を言語それ自体が持っている規範として、天からふって湧いた、自然的なこととして押さえてしまっているのではないのでしょうか？ これでは学習説をその批判から救い出せません。

わたしは原理的には、幼児の言語規範がまだ習得されていない段階での偶発的「吃音」

においては、むしろ吃ることが楽なのだからと、流暢であらんがためにおきるのだと考えてみました。躓きでも、失敗でもない、成功した話行為として「吃音」がでます。いや、むしろこれは「吃音」として意識される以前の<吃音>もしくは価値づけられない{吃音}と表記されることです。しばらくは、価値付けられないままに、もしくは価値づけられているのを意識しないままに、そのことが楽なこととして学習し常習的話行為として習得していく可能性があるのですが、言葉自体が生まれ出るとき、価値付帯的に現れてくるように、すぐに言語規範のサンクションにさらされます。そこから別の「二次性の吃音」のメカニズムにとらわれて行きます。

言語規範を習得した後でも起きる非「吃音者」にも起きる偶発的「吃音」については、矢野さんの指摘のようなメカニズムが表面的には起きているのだといえますが、それでも根っこには吃ることが楽だから起きるということはあるのだ(それも矢野理論に織り込み済み?)とも言えるのではないのでしょうか? ベースはそれが楽だから偶発的に起きる、そこにサンクションが働く中で、失敗という意識の中で別のメカニズムが働いていく、その区別立てが必要なのだと思います。

矢野理論は、せつかく立てた「一次性の吃音」と「二次性の吃音」の区別の、そこにある意味を捨象してしまったのではないのでしょうか?

以上、わたしは矢野さんとの対話の中で考えて来たことです。矢野理論に継ぎ足しえたことは多くありません。逆に、踏み外したことが、基礎理論もないところでの空論と批判されることかもしれません。

わたしにとっては、「吃音の因論」はまさに蛇足と言うようなことでした。そもそもは、素因論批判も、別の観点からなしてきたし、それですむ話だったのですが、矢野さんと話をしながら、曖昧にしたまま議論をしてしまったことに、内心忸怩たることがあり、一度きちんと整理したものを出しておきたいと、文にしたものです。蛇足との思いは依然ありますが、議論をしてきたことを他者にも返していくこととして、出してみます。勿論、今回わたしが持ちえた仮説が、日々悩みの中にある「吃音者」にとっていくぶんなりとも気持ちを楽しめる、開き直る中で何かを見出しえる内容であるとの思いがあるからです。逆に言うと、そういう方向へ結論を持って行った我田引水のようなことがあるかもしれません。批判いただければ幸いです。